

各市町村独自強化対策の策定状況

圏域	市町村名	名称	公表日	ページ
岐阜	岐阜市	岐阜市「第6波」感染拡大阻止宣言	R4.1.21	1
	羽島市	羽島市緊急対策宣言	R4.1.26	2
	各務原市	各務原市「非常事態宣言」	R4.1.18	4
	山県市	山県市「非常事態宣言」	R4.1.28	5
	瑞穂市	瑞穂市「第6波」非常事態宣言	R4.1.21	7
	本巣市	本巣市「第6波」非常事態宣言	R4.1.20	8
	岐南町	岐南町第2次「非常事態宣言」	R4.1.19	10
	笠松町	笠松町「対オミクロン防衛作戦」	R4.1.21	11
	北方町	北方町「第6波」非常事態宣言	R4.1.28	12
西濃	大垣市	大垣市「第6波」非常事態宣言	R4.1.18	13
	海津市	海津市「第6波非常事態宣言」	R4.1.19	14
	養老町	養老町「第6波非常事態宣言」	R4.1.20	15
	関ヶ原町	関ヶ原町「第6波」非常事態宣言	R4.1.20	16
	垂井町	垂井町「第6波」非常事態宣言	R4.1.20	17
	神戸町	神戸町「第6波非常事態宣言」	R4.1.20	18
	輪之内町	輪之内町「第6波」非常事態宣言	R4.1.19	19
	安八町	安八町「第6波」非常事態宣言	R4.1.21	20
	揖斐川町	揖斐川町「第6波」感染拡大阻止非常事態宣言	R4.1.20	21
	大野町	大野町「第6波」非常事態宣言	R4.1.26	23
	池田町	池田町「第6波」非常事態宣言	R4.1.20	24
中濃	関市	関市民の行動変化を求める	R4.1.7	25
	美濃市	新型コロナウイルス感染拡大 美濃市 非常事態宣言	R4.1.21	26
	美濃加茂市	生命・健康・暮らしを守るための行動を！	R4.1.18	31
	可児市	可児市「第6波」非常事態宣言	R4.1.19	33
	郡上市	郡上市「新型コロナウイルス感染拡大」防止宣言	R4.1.21	35
	坂祝町	坂祝町「第6波 非常事態宣言」	R4.1.27	37
	富加町	富加町「第6波」非常事態宣言	R4.1.19	38
	川辺町	川辺町「第6波」非常事態宣言	R4.1.21	40
	七宗町	七宗町「第6波」非常事態宣言	R4.1.28	41
	八百津町	八百津町「第6波」非常事態宣言	R4.1.28	43
	白川町	白川町新型コロナウイルス「第6波」非常事態宣言	R4.1.24	44
	東白川村	岐阜県 第6波非常事態宣言（広報ひがしらかわ号外）	R4.1.21	49
	御嵩町	御嵩町「第6波」緊急事態宣言	R4.1.21	51
東濃	多治見市	新型コロナウイルス感染症 東濃5市「非常事態」宣言	R4.1.20	52
	中津川市	「第6波」中津川市非常事態宣言	R4.1.20	53
		新型コロナウイルス感染症 東濃5市「非常事態」宣言	R4.1.20	52
	瑞浪市	新型コロナウイルス感染症 東濃5市「非常事態」宣言	R4.1.20	52
	恵那市	新型コロナウイルス感染症 東濃5市「非常事態」宣言	R4.1.20	52
	土岐市	新型コロナウイルス感染症 東濃5市「非常事態」宣言	R4.1.20	52
飛騨	高山市	新型コロナウイルス感染症 高山市「非常事態宣言」	R4.1.24	54
	飛騨市	飛騨市新型コロナまん延防止等重点対策	R4.1.20	59
	下呂市	下呂市 新型コロナウイルス感染症「第6波」阻止対策	R4.1.21	65
	白川村			

新型コロナウイルス感染症 岐阜市「第6波」感染拡大阻止宣言

<現在起きていること>

- ・ 30代以下の若い世代で感染が拡がり、全感染者の7割を超えている。
- ・ 医師や看護師、救急隊員が感染者や濃厚接触者となり、医療現場や救急搬送に影響。
- ・ 子ども達の中で感染が拡がり、小学校や幼稚園、こども園、保育園が閉鎖。
- ・ 閉鎖により、エッセンシャルワーカーを含め働く世代が出動できない状況となっている。

<今後、さらに感染者や濃厚接触者が増加すると>

社会・経済の基盤となる様々な領域の機能が低下。

- 皆様の生活や、社会・経済を守るため、一人ひとりの感染防止対策の徹底をお願いします。
- 感染急拡大による社会・経済の機能の低下を防ぐため、本市として下記の対策を実行します。

岐阜市の対策

危機意識の醸成

<感染しない！感染させない！ための基本的感染防止対策>
「マスクの着用」、「手指衛生」、「こまめな換気」、「密回避」、「体調不良時の行動ストップ」

- 市の公式ホームページや、SNSなどを通じて、感染防止対策徹底の呼びかけを実施。

飲食店等への時短要請（県全域）

- まん延防止等重点措置期間は、飲食店等の営業時間は5時から20時までとすること、酒類は終日提供しないことを、飲食店に周知徹底。
そのうえで、各飲食店等が時短要請に応じられているか確認。

ワクチン追加接種（3回目接種）の前倒し

- ワクチン追加接種の前倒しに向けた計画の見直しを実施。

高齢者・障がい者施設の従事者に対する予防的検査

- 重症化リスクのある高齢者・障がい者への感染を防ぐため、高齢者・障がい者施設の従事者に対し予防的検査を実施。

感染急拡大時の感染者への対応

- 陽性者には、速やかに保健所から連絡し、陽性となられたことによる不安を解消。
- オール市役所でマンパワーを総動員し、県と連携しながら、陽性者のフォローアップを確実に実施。

イベント、市有施設の対応

県の要請により

- 市、指定管理者主催のイベント・講座については、可能な限りオンライン又は中止・延期、無観客で開催。
※チケット販売済み等の場合は、入場者半減など感染防止対策を徹底し開催。
- 市有施設は、屋内外問わず、原則夜8時以降閉館。



羽島市新型コロナウイルス

緊急対策宣言

市内では、コロナウイルスに感染される方が、急増しています。

1月19日から25日までの1週間で、158人の感染が確認されました。このうち、40代以下の方が、80%にあたる126人を占めています。

このことから、羽島市は1月26日「コロナウイルス緊急対策宣言」を発出します。

新型コロナウイルスによる感染は、飛沫が主因となります。次の「必ず守る5カ条」を実行し、感染防止対策を徹底してください。お願いいたします。

羽島市長 松井 聡

必ず守る5カ条

① 手洗いをしよう



② マスクをつけよう



③ 換気をしよう



④ 人混みを避けよう



⑤ 毎日の体調チェック

体調が悪いときには
外出しない。



緊急対策宣言 発出に伴う対策

市内では、新型コロナウイルスに感染される方が急増しています。このことから、羽島市は1月26日「コロナウイルス緊急対策宣言」発出し、次の対策を強化します。

○施設の感染防止対策を強化

公共施設の共通事項

- ・ 基本的感染防止対策の徹底
- ・ 体調管理の徹底
- ・ 消毒の徹底
- ・ 食事時間の分散、黙食、個食の徹底

羽島市民病院

- ・ 外来者の手指消毒、マスク着用の徹底、

・ 入院患者のマスクの着用

- ・ 職員の感染防止の徹底（マスクに加えてフェイスシールド）

小中義務教育学校

- ・ 給食時の黙食の徹底
- ・ 食後の歯磨きの自粛、
- ・ 1日2回の消毒の徹底

○市民への感染防止対策の周知

新型コロナウイルスにうつらない、うつさない作戦の実施

- ・ 必ず守る5か条のカードを作成し、市民に感染防止をお願いする。

羽島市新型コロナウイルス警戒信号の点灯

- ・ 庁舎4階をライトアップし、市民に注意喚起する。1月26日以降

は「緊急対策宣言」発出のため「赤色」で実施。

庁舎窓口等のパーテーションに「感染防止対策強化中」を表示

各務原市「非常事態宣言」 （期間：2月13日まで）

令和4年1月18日決定
令和4年1月20日改訂

【 現 状 】

- ・ 1月13日から19日の直近一週間において、市内の新規感染者数が116人と急増。
- ・ また、3つの小学校 13クラスにおいて学級閉鎖になるなど、市内での感染が拡大。

上記を踏まえ、各務原市「非常事態宣言」を発出し、岐阜県「第6波」非常事態宣言」の実施期間である2月13日までの間、県と連携し、以下の対策を実施。

「非常事態宣言」の内容

1 危機意識の再醸成

- 各務原市「非常事態宣言」の発出
- 防災無線・ウェブサイト・SNS等を活用した市長自らの啓発

2 感染拡大防止対策の徹底

- 基本的な感染防止対策の再徹底（マスク着用、手指衛生、密の回避、健康管理）
- 不要不急の都道府県間の移動の極力回避
- 飲食店等での同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食の回避
- 飲食店等への時短要請等の協力依頼
- 市・指定管理者が実施するイベント・講座については、可能な限りオンライン開催または中止・延期
- 市施設は、屋内外問わず夜8時以降閉館（1月23日（日）までは猶予期間）

3 円滑で速やかなワクチン追加接種（3回目）の実施

- 医師会・歯科医師会・薬剤師会・各医療機関、職域接種の企業等、「オールかかみがはら」による円滑で速やかなワクチン追加接種の実施
- 一般高齢者等のワクチン追加接種の前倒し（1月24日（月）から接種予約開始）
 - ・ 2月5日（土）・6日（日）・12日（土）における県大規模接種会場の活用
 - ・ 2月1日（火）に前倒して「個別接種」を開始
 - ・ 2月12日（土）より「集団接種」を開始

4 行政機能等の維持

- 各務原市「業務継続計画（BCP）」の見直し
- 学校・保育所等における感染防止対策の強化

【山県市 非常事態宣言】

＜期間：1月28日（金）から2月13日（日）まで＞

全国で新型コロナウイルス感染症が急拡大しています。1月21日から岐阜県もまん延防止等重点措置の適用区域の指定を受け、岐阜県下全域が対象地域となつています。山県市も1月15日からは途切れることなく感染者が確認され、1月25日から3日間で28名の感染者が確認され、クラスターが1件認定されるなど、急激な増加がみられています。

このまま感染が拡大すると、医療体制のひっ迫を招くだけでなく、企業・学校などの社会・経済などに大きな影響を及ぼすこととなります。

これらの状況から、「山県市非常事態宣言」を發出します。

市民の皆さまにおかれましては、ご自身や皆さまの愛する家族や友人の「いのちを守る」ために、今こそ感染防止対策を徹底し、この難局を市民一丸となつて乗り越えていきましょう。

令和4年1月28日

山県市長 林 宏優

市民の皆さまへ

(1) 基本的な感染防止対策の継続

- ・マスクの着用、手指消毒、3密（密閉・密集・密接）回避、こまめな換気。
- ・体調不良時は、出勤・通学・出張・旅行などの行動をストップ。

(2) 移動に関する留意事項

- ・混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出は自粛。
- ・不要不急の県外移動は極力回避。

(3) 飲食に関する留意事項

- ・感染防止対策が徹底されている飲食店を利用。
- ・普段会わない人との会食を避け、大人数・長時間の会食を回避。
- ・飲食店の会食は、ひとつのテーブル・4人まで、マスク会食の徹底。
- ・20時以降は飲食店にみだりに出入りしない。

事業者の皆さまへ

- ・飲食店等における営業時間の短縮（20時まで）と酒類提供の停止。
- ・テレワークや時差出勤等の推進。
- ・体調不良時や家族の感染疑い時などに、休暇の取りやすさや環境づくりに配慮。

・感染拡大による事業活動の低下を想定したBCP（業務継続計画）の策定や再確認。

市の対策・強化

(1) 公有施設の利用制限

- ・市及び指定管理者主催のイベント等は、可能な限りオンライン又は中止・延期とし、開催する場合は、人数の制限や感染対策を十分に考慮して開催。

・市管理施設は、屋内外問わず原則20時に利用停止（新規予約は受付停止）。

※詳しくは市のホームページに掲載。

(2) ワクチン接種の推進

- ・国の方針に沿って、スムーズに追加接種を行うことができるよう体制整備。

※対象者へは2回目接種日時及び優先接種の順に、順次接種券を発送。

(3) 新型コロナウイルス感染者・自宅療養者等への支援や無料検査などの情報提供

- ・感染拡大において、自宅療養者の増加に伴い、県と連携し、県が行う支援に協力。
- ・感染や治療に対する不安が少しでも解消できるよう、相談体制を充実。
- ・薬局等で受検できる無料検査について情報の提供。

(4) 行政機能の維持

- ・市のBCP（業務継続計画）の見直し、徹底。
- ・学校や保育園、市所有施設・庁舎内等における感染防止対策の徹底。

瑞穂市「第6波」非常事態宣言

全国で新型コロナウイルス感染症が急拡大し、「第6波」の状況にあります。瑞穂市におきましても1月4日から連日のように感染者が確認され、1月18日以降は若い世代を中心にこれまでにないスピードで急増しています。

このまま感染が拡大しますと、医療体制がひっ迫するだけでなく、社会や経済がストップ不足などにより維持することが困難となるのが考えられます。

以上の状況から、瑞穂市独自の「瑞穂市『第6波』非常事態宣言」を発出します。市民の皆様さまにおかれましては、ご自身や大切なご家族の生命や暮らしを守るため、そして社会・経済を守るため、一人一人がこれまでに以上に強い自覚のもと、感染防止対策に努めていただきますようお願いいたします。

令和4年1月21日

瑞穂市長 森 和之

期 間 令和4年1月21日(金)～(まん延防止等重点措置期間)

市民の皆様へ

- ・マスク着用・手指消毒・3密回避・こまめな換気を徹底してください。
- ・混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出は極力自粛を!
- ・普段の体調管理と体調不良時は全ての行動をストップしてください。
- ・多人数・長時間での会食を回避してください。
- ・普段会わない人との会食、飲酒を伴う懇親会等の回避を!

飲食店の皆さまへ

- ・営業は5時から20時までの時間をお願いします。
- ・酒類は終日提供しないでください。

事業者の皆さまへ

- ・テレワークや時差出勤を推進してください。
- ・体調不良者が出勤した場合に備えて事業所内のBCP(事業継続計画)の策定などを進めてください。
- ・体調不良時や家族の感染疑いなどでの休みやすい環境づくりに配慮してください。

瑞穂市の対応

- 1 医師会との連携のもと、ワクチンの追加接種(3回目接種)を前倒しで実施
 - ① 供給されるワクチンの有効的な配分
 - ② ワクチン追加接種の前倒しによる円滑な実施
 - ・医療従事者、介護施設入所者・従事者 1月より実施中
 - ・接種券を早期に発送し、初回接種(1・2回目)完了日より、追加接種(3回目)を2月から順次実施
- 2 市有施設の夜間休館の実施(19時45分以降の休館)
さらに、学校生活への影響を鑑み、高校生以下の方は全ての時間帯の利用中止
- 3 学校や保育所、市有施設などにおける感染防止対策の強化
- 4 市のBCP(事業継続計画)の確認・徹底

～本巣市「第6波」非常事態宣言～

〈期間：令和4年1月21日～まん延防止等重点措置期間〉

令和4年1月20日決定

全国的に新型コロナウイルス感染症が急増し、市内においても1月13日以降の直近1週間で40名の感染が確認されるなど連日感染者数が増加しています。幅広い世代で感染が確認されており、このまま感染が拡大すると、医療体制がひっ迫する可能性もあり、市民の皆様の生命、健康、暮らしを脅かす状態となります。感染力の強いオミクロン株であっても、マスクの着用、手指消毒、3密の回避、こまめな換気、体調不良時は行動をストップすることで、基本的な感染防止は可能であると言われています。

市民の皆様におかれましては、ご自身や大切な人の生命、健康、暮らしを守るため、基本的な感染防止対策の徹底はもろろのこと、一人ひとりがこれまで以上に強い自覚を持ち、感染拡大阻止のために、ご理解、ご協力いただきますようお願いいたします。

市民の皆様へ

- 1 基本的な感染防止対策の徹底
 - ・マスクの着用(不織布マスクを推奨)
 - ・手指消毒の徹底(帰宅時など頻繁な手洗い)
 - ・3密の回避(密閉空間、密集場所、密接場面を避ける)と混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出は自粛
 - ・体調不良時は行動ストップ
(発熱、喉の痛みなどの症状がある場合は、出勤、通学を含む行動を控える)
- 2 飲食店利用時の留意事項
 - ・普段会わない人との会食を回避
 - ・飲食は短時間(2時間以内)、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を回避
 - ・20時以降、飲食店にみだりに出入りしない
 - ・新型コロナ対策実施店舗向けステッカー掲示店舗の利用

事業者の皆様へ

- ・テレワークや時差出勤を推奨
- ・イベント開催時はワクチン接種証明等の確認など感染防止対策を徹底
- ・体調不良時や家族の感染疑い時など、休みやすい環境づくり
- ・飲食店においては、アクリル板の設置、消毒液の設置、マスク会食の徹底、換気の徹底など
- ・BCP(事業継続計画)を再確認(未策定の場合は、早急に策定)

行政の対策強化のポイント

【感染防止対策の周知・徹底】

- ・県の非常事態宣言に合わせて、市長による防災行政無線での注意喚起、ホームページ、防災行政無線を活用し、基本的な感染防止対策を周知徹底するとともに3回目のワクチン接種情報を周知する

【公共施設の利用制限】

- ・屋内公共施設での会食禁止
- ・体育施設・公民館・会議室などは午後8時まで（土日・祝日を含む。）の利用制限
- ・発熱など体調不良者の入館禁止

【ワクチン接種】

- ・早期に3回目接種ができるよう医師会と連携

【業務継続計画：BCP】

- ・市職員が濃厚接触者または感染者となり、出勤停止となった場合、市民の生活に影響しないよう体制づくりを見直す
- ・市内事業者に対して、想定される出勤率など事業継続計画を設定し、点検を徹底するように周知する

【市職員の感染防止対策】

- ・時差出勤、分散勤務の取組強化
- ・休暇取得の促進や週休日の振替えを活用（土日を含めた勤務振替の承認）した出勤者数の削減
- ・勤務時間終了後の早期退庁の徹底

岐南町第2次「非常事態宣言」

（町民の生命（いのち）を守る宣言）

（期間：令和4年1月19日～令和4年2月18日）

【現状】

- ・今年に入り、町内においてオミクロン株による新規感染者の増加やクラスターが認定されました。
- ・1月以降、町内では保育園での感染や成人式後の飲食でクラスターが発生しております。
- ・1月13日、1月14日には共に感染者が14人と多く、県の10万人あたり新規陽性者数（7日間移動合計）が県下42市町村でワーストワウンです。

このような危機的な状況を踏まえ、何としても感染拡大を阻止し、町民の皆様様の生命（いのち）や生活を守る緊急対策を実施するため、町独自の「非常事態宣言」を发出します。岐阜県に適用される「第6波」非常事態宣言の実施期間である1月17日から2月18日までの間、県と連携して以下の対策を実施致します。

【「非常事態宣言」の内容】

1. 感染防止対策の徹底

- ・まん延防止等重点措置区域など、感染拡大地域をはじめ、不要不急の都道府県間の移動は極力回避
- ・混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出自粛
- ・自宅を含め、普段会わない人との会食、大人教、長時間での会食を徹底回避
- ・同一テーブルでの5人以上の会食を回避

2. 特措法上の措置等（まん延防止等重点措置区域の指定期間のみ）


- ・措置区域内の飲食店等のPM8:00までの営業時間短縮及び酒類提供の停止
- ・措置区域内では、PM8:00以降、飲食店にみだりに出入りしない

3. 学校・保育園における対応方針

- ・学校・保育園における感染防止対策を強化
- ・学級で1人でも陽性が判明した場合、速やかに学級全体を閉鎖
- ・部員で1人でも陽性が判明した場合、速やかに部活動休止
- ・保育園で1人でも陽性が判明した場合、速やかに組を閉鎖

4. 町施設における対応方針

- ・やすらぎ苑等、各町民センターの使用はPM7:45までに終わりPM8:00までには退館すること
- ・町施設を利用した団体が1人でも陽性が判明した場合、その団体の使用を停止
- ・カラオケ・施設内の飲食は禁止する（その他これに類似する活動も禁止）
- ・図書館は、貸出する時は、1人15分以内で対応する



笠松町

最新のお知らせ

お問い合わせ

お問い合わせ

各種情報

お問い合わせ

お問い合わせ

お問い合わせ

お問い合わせ

お問い合わせ

トップページ

ライブイベント

各種情報

お役立ち情報

各課のページ

TOP - 組織二覽、企画課

TOP - 分野二覽、健康づくり、健康情報

TOP - 属性二覽、感染対策

笠松町『対オミクロン防衛作戦』を発動！ 2022年1月21日

新型コロナウイルス感染症のオミクロン株はこれまでにないスピードで感染が拡大し、岐阜県では今月17日には「第6波」非常事態宣言」が発出され、21日より県内全域がまん延防止等重点措置区域の指定を受けました。

笠松町では、社会や経済に与える影響を少しでも減らすことを目的に「笠松町『対オミクロン防衛作戦』」を発動し、特に2つの作戦を重点的に取り組めます。

作戦① 子どもの感染STOP!!

近隣市町では、学校や幼稚園・保育園でのクラスターが頻発し、感染患者の急増に繋がっています。お子さんの健康を守るだけでなく、学級や学校などが閉鎖措置になると、多くの保護者の皆さんが仕事を休む必要が出てきます。

学校や幼稚園・保育園での感染拡大は家庭内感染をきっかけにしたものが多く、まずは家庭内感染を防ぐことが重要です。マスクや手指消毒、3密回避、マメな換気など基本的な感染対策はオミクロン株にも有効です。「自分の健康、家族の健康を守る」ため、家庭内でも感染対策の徹底をお願いします。

作戦② 迅速・的確なワクチン接種！

感染スピードの早いオミクロン株に対しては、いち早く3回目のワクチンを接種することが有効です。

笠松町では医師会と連携し、当初の予定より前倒しして早期接種に取り組んでいます。

重症化リスクの高い高齢者や基礎疾患がある方などから優先的に接種のご案内を交付していますので、機会を逃さず接種しましょう。また、ファイザー社とモデルナ社ワクチンの交互接種についても、厚生労働省より科学的な有効性が証明されています。ワクチンの種類にこだわらず、早めに接種しましょう。



お問い合わせ
企画課
電話番号 058-388-1113
企業課へのお問い合わせはこちら

[前のページへ戻る](#) [ページトップへ戻る](#)

個人情報の取扱い | [リンク先を修正・変更する](#) | [RSS](#) | [お問い合わせ](#) | [Zohoページビルダーに運営する笠松町の会社](#)

笠松町役場 法人番号 000020213039 〒501-6181 岐阜県羽島郡笠松町川番地
代表電話 058-388-1111 ファックス 058-387-5816 FAX2はご遠慮
業務時間 午前8時30分から午後5時15分まで(土曜日・日曜日・年末年始を除く)

COPYRIGHT ©2013 KASAMATSU-SHIJUU ALL RIGHTS RESERVED

新型コロナウイルス感染症

北方町「第6波」感染拡大防止宣言

〔期間〕令和4年1月28日（金）～2月13日（日）

令和4年1月28日
北方町新型コロナウイルス感染症対策本部
本部長 北方町長 戸部 哲哉

岐阜県がまん延防止等重点措置区域に指定され、北方町においても1日の新規感染者数が過去最多の15人確認されるなど感染が急拡大しています。これ以上の感染拡大を防ぐため、町独自の「第6波感染拡大防止宣言」を発出し、以下のとおり対策を強化していきます。

危機意識の醸成

- ・町ホームページ、カワセミ便などを通じた、感染対策徹底の呼びかけ

感染防止対策の徹底

○基本的な感染防止対策の継続

- ・「マスク着用」、「手指消毒」、「密回避」、「こまめに換気」、「体調不良時は行動ストップ」
- 移動
 - ・ 不要不急の県をまたぐ移動は極力回避
 - ・ 混雑した場所、感染リスクが高い場所への外出自粛
- 飲食
 - ・ 午後8時以降、飲食店に入りしめない
 - ・ 「新型コロナウイルス対策実施店舗向けステッカー取得店舗（第三者認証店）」を利用し、マスク会食を徹底
 - ・ 大人数・長時間の飲食を避け、同一グループの同一テーブルでの会食は4人までとする

町施設の利用制限

- ・ 町施設は午後8時閉館とし、子ども館は終日閉館とする

ワクチン接種の推進

- ・ ワクチン追加接種（3回目）の前倒し
- ・ エッセンシャルワーカーに対する優先接種の実施

行政機能の維持

- ・ 北方町事業継続計画（BCP）の見直し

海津市「第6波非常事態宣言」

令和4年1月19日決定
令和4年1月20日改訂

海津市新型コロナウイルス感染症対策本部
本部長 海津市長 横川 真澄

今般、本市を含む岐阜県全域が「まん延防止等重点措置区域」に指定されたことに伴い、市独自の「第6波」非常事態宣言」を改訂し、以下のとおり対策を強化してまいります。

○ 期間

令和4年1月21日(金)～2月13日(日)

● 対策

1. 感染拡大防止対策の徹底

- ＜市民への呼び掛け＞
 - 基本的な感染防止対策の再徹底
(マスク着用・手指衛生・密回避・こまめな換気・体調不良時の行動ストップ)
 - 不要不急の県をまたぐ移動の極力回避
 - 2.0時以降の飲食店への出入りの回避
 - 普段会わない人との会食や大人教・長時間の会食の徹底回避
- ＜事業者等への呼び掛け＞
 - 飲食店における営業時間の短縮と酒類提供の自粛
 - 事業所における感染拡大防止の徹底
(「ぎふコロナガード」の指定と職場における対策の徹底)
 - 集客地への来訪自粛と密集・混雑の回避

2. 円滑で速やかなワクチン追加接種の実施

- 市医師会との連携による3回目接種の前倒し
- 前倒しに必要なワクチンの安定供給を県と連携して国に強く要請
- 65歳以上の高齢者に対する前倒し接種の推進
- 福祉施設入所者及びびエッセンシャルワーカーに対する優先接種の実施

3. 行政機能等の維持

- 市のBCP(業務継続計画)の確認・徹底
- 学校等教育施設及び社会教育、福祉施設等における感染防止対策の徹底
(施設利用人数に関する制限(定員の50%)の実施)
- 市有施設の利用制限(指定管理施設を含む全施設の2.0時以降の閉館)

※海津温泉の宿泊者を除く
○ 市・指定管理者主催のイベント等の中止・延期又はオンライン・無観客での開催(民間団体に對しても同様に要請)

大垣市「第6波」非常事態宣言(改訂)

岐阜県が、令和4年1月21日(金)から「まん延防止等重点措置区域」の指定を受けたことにより、令和4年1月18日(火)に発出した「大垣市「第6波」非常事態宣言」を改訂し、次のとおり対策を強化するもの。

緊急対策(改訂)

◎期間 令和4年1月18日(火)～令和4年2月13日(日)

◎緊急対策

- (1) 感染防止対策徹底のための広報・啓発活動の強化
基本的な感染防止対策の徹底(マスク着用、手指衛生、密回避、健康管理、こまめな換気等)を図るため、次の取り組みを実施
 - ① 市長メッセージの各種媒体を通じての呼びかけ
(防災無線、市ホームページ、市のメール配信、市のLINE、ツイッター等)
 - ② 感染防止対策徹底のための市長の呼びかけ動画を作成し、配信。
 - ③ 飲食店等への時短要請の協力の呼びかけ及び店舗調査を実施
(特に、大人教・長時間での会食の徹底回避を要請)
 - ④ 不要不急の都道府県間の移動は極力回避していただくように市民に呼びかけ
 - ⑤ 大垣駅の南北自由通路において、感染防止の周知徹底
 - ⑥ 大垣城等の「嚴重警戒」ライトアップ
- (2) 医師会等と連携のもと、ワクチン追加接種(3回目接種)の前倒し
 - ① ワクチンの更なる安定供給について、県と連携し、国に強く要請
 - ② 「65歳以上の高齢者」の前倒し接種を推進
 - ・1月下旬より、「個別接種」を開始
 - ・2月初旬より、「集団接種」を開始
 - ③ 「64歳以下の方」の、前倒し接種を推進
 - ④ エッセンシャルワーカーへの優先接種の推進
- (3) 行政機能等の維持
 - ① 市のBCP(業務継続計画)の確認徹底
 - ② 学校や保育所等における感染防止対策の徹底

(4) 施設の利用時間の制限及びイベントの延期等の要請

- ① 市有施設の利用時間は、原則2.0時までとする。ただし、既に予約を受け付けている分については、利用自粛を要請。
- ② 市と指定管理者が主催するイベント等については、可能な限りオンライン又は中止・延期・無観客とする。

改訂日

令和4年1月21日(金)

新型コロナウイルス感染症 養老町 「第6波非常事態宣言」

令和4年1月20日

養老町新型コロナウイルス感染症対策本部
本部長 養老町長 大橋 孝

◇現状

全国で新型コロナウイルス感染症の感染が急拡大しており、「第6波」の渦中にあります。養老町でも、1月中旬から新規感染者が急増し、1月13日から19日までの直近一週間の新規感染者数は41名に上っています。10万人当たりでは、149人となっており、県の基準指標ではレベル4(避けたいレベル)に達しています。

また、若者の間でクラスターが発生したほか、学級閉鎖となった学校や休園となったこども園や保育園があるなど、若い世代の感染者が急増しています。厳しい感染状況を受け、さらなる感染拡大を阻止する必要があることから、本町では、独自の「第6波非常事態宣言」を発出し、県とも連携しながら、以下の対策を実施してまいります。

◇期間

令和4年1月20日(木)～2月13日(日)

◇対策

1. 感染拡大防止対策の徹底

〈町民への呼び掛け〉

- 基本的な感染防止対策の再徹底
(マスク着用・手指衛生・密回避・こまめな換気・体調不良時の行動ストップ)
 - 不要不急の県をまたぐ移動の極力回避
 - 大人数・長時間の会食の徹底回避
- 〈事業者等への呼び掛け〉
- 飲食店における営業時間の短縮(5時から20時まで)と酒類提供の停止
 - 事業所における感染拡大防止の徹底
 - 集客地への来訪自粛と密集・混雑の回避

2. 円滑で速やかなワクチン追加接種の実施

- 郡医師会との連携による3回目接種の前倒し
- 前倒しに必要なワクチンの安定供給を県と連携して国に強く要請
- 65歳以上の高齢者に対する前倒し接種の推進

3. 行政機能等の維持

- 町のBCP(業務継続計画)の確認・徹底
- 社会教育施設等における施設利用時間(20時まで)及び人数に関する制限の実施

関ヶ原町 「第6波」非常事態宣言

期間：令和4年1月20日(木)～2月13日(日)

令和4年1月20日

関ヶ原町新型コロナウイルス感染症対策本部
本部長 関ヶ原町長 西脇康世

現在、岐阜県内では若者を中心に、3連休、特に成人式に関連した会食等に端を発する感染が、これまでにないスピードで急拡大しており、県下全域が「まん延防止等重点措置区域」に指定されました。

このまま感染が拡大すると、企業、学校など社会・経済の基盤となる様々な領域でスタッフの確保・体制の維持が困難となり、社会・経済活動そのものが機能停止に陥ることが考えられます。

そこで、本町としてこれ以上の感染拡大を防ぐため、県と連携して感染防止対策に取り組んでいきます。

町民のみなさまへ

- ・マスク着用・手指衛生・密回避・こまめな換気・体調不良時の行動ストップなど基本的感染対策の徹底をお願いいたします。
- ・不要不急の県外への移動については、極力回避をお願いします。
- ・混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出については、自粛をお願いします。
- ・普段会わない人との会食、大人数・長時間での会食を回避してください。

事業者のみなさまへ

- ・飲食店における営業時間の短縮(5時から20時まで)と酒類提供の停止。
- ・体調不良時や家族の感染疑い時など、休みやすい環境づくりをお願いします。
- ・テレワークや時差出勤を推奨いたします。

町の対策強化について

- ・ホームページ、防災行政無線等で、基本的な感染防止対策を周知徹底。
- ・全ての公共施設について、20時までの利用。
- ・町主催のイベント開催について、中止・延期。
- ・早期の3回目ワクチン接種ができるよう、接種券の発行の前倒し。
- ・学校、保育園等における感染防止対策の徹底。
- ・町のBCP(業務継続計画)の確認・見直し。

垂井町「第6波」非常事態宣言

令和4年1月20日決定

垂井町では、新型コロナウイルス感染症の新規感染者が、1月13日から19日までの1週間で8人となる中で、1月19日、岐阜県は「まん延防止等重点措置」の適用区域となり県内全市町村が対象区域となりました。

本町でも、これ以上の感染拡大を防ぐために県と連携して感染防止対策に取り組んでいきます。

【期間】 1月20日(木)～2月13日(日)

【町民の皆さまへ】

- (1) 基本的な感染防止対策の徹底(マスク着用、手指衛生、三密回避、換気、体調不良時の行動ストップ)
- (2) 不要不急の都道府県間の移動の極力回避
- (3) 混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出自粛
- (4) 自宅を含め、普段会わない人との会食、大人数・長時間での会食を徹底回避(4人まで、2時間以内が目安)

【公共施設の利用について】 ※1月21日(金)～2月13日(日)

- (1) 収容定員の50%とし、利用者の人と人との距離(できるだけ2m、最低1m)を確保
- (2) 公共施設は午後8時までとし、利用時間は、可能な限り短縮。ただし、学校開放は休止

【ワクチン接種】

国や県、郡医師会と連携を図りながら、円滑で速やかな3回目接種の実施 ※高齢者の3回目接種は、1月22日(土)から開始(日時指定方式)

【その他】

- ・飲食店等への時短要請等の協力依頼
- ・防災行政無線、町HP、SNS等による感染防止対策の啓発
- ・町等の主催するイベント・行事等は、可能な限り中止又は延期・オンライン開催
- ・学校・こども園等における感染防止対策の徹底
- ・町のBCP(業務継続計画)の確認

神戸町「第6波非常事態宣言」

令和4年1月20日
神戸町新型コロナウイルス感染症対策本部
本部長 神戸町長 谷村 成基

神戸町において、新型コロナウイルス感染症の新規感染者が、1月14日から20日まで7日連続で、合わせて12人が確認されており、これまでにないスピードで感染が拡大しています。また、「学校」「家庭」等での感染が急増し、更なる感染拡大はくい止めなければならない状況であります。

このため、神戸町「第6波非常事態宣言」を発出し、岐阜県「第6波」非常事態宣言」の実施期間である2月13日までの間、県と連携し、以下の対策を実施してまいります。

町民の皆さまにおかれましては、ご負担をおかけしますが、ご自身や大切な人の命を守るため、一人ひとりがこれまでに以上に強い自覚を持ち、今一度、感染防止対策を徹底してください。

<期間：1月20日(木)～2月13日(日)まで>

神戸町「第6波非常事態宣言」の内容

1. 危機意識の再醸成

- 神戸町「第6波非常事態宣言」の発出
- 防災無線、町ホームページ、町のメール配信等を活用した町長自らの啓発

2. 感染防止対策の徹底

- 基本的な感染防止対策の再徹底(マスク着用、手指衛生、密の回避、健康管理)
- 不要不急の県をまたぐ移動の極力回避
- 混雑した場所や感染リスクの高い場所への外出は自粛
- 大人数・長時間の会食の徹底回避
- 飲食店等への時短要請等の協力依頼
(事業者・飲食店の皆さまへ)
- テレワークや時差出勤を推奨
- アクリル板等の設置、消毒液の設置、マスク会食の徹底、換気の徹底など

3. 円滑で速やかなワクチン追加接種の実施

- 医師会等との連携のもと、ワクチン追加接種(3回目接種)の前倒し
- 前倒しに必要なワクチンの安定供給を県と連携して国に強く要請
- 65歳以上の高齢者に対する前倒し接種の推進
- 64歳以下の方の前倒し接種の推進
- 福祉施設入所及びエッセンシャルワーカーに対する優先接種の実施

4. 行政機能等の維持

- 町のBCP(業務継続計画)の確認・徹底
- 学校や幼児園等における感染防止対策の徹底

輪之内町 「第6波」 非常事態宣言

(1/19~2/18)

輪之内町では、昨年の11月10日に61例目のコロナウイルス感染者が確認されて以来しばらくの間、感染者は確認されていませんでした。ところが、1月11日から連日のように感染者が確認されています。全国的な傾向と同じく若い方々を中心にこれまでにないスピードで感染が急拡大しております。

オミクロン株の重症化リスクは低いといわれていますが、感染力の強さから爆発的な感染者増につながり医療提供体制のひっ迫が懸念されています。

そして今般、今月21日から岐阜県もまん延防止等重点措置の適用区域となることが決定しました。輪之内町としてもこの措置に合わせるかたちで「第6波」非常事態宣言を発信します。

町民の皆様方にお願ひがあります。

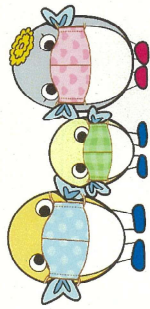
基本的な感染防止対策として、「マスク着用」、「手指消毒」、「密回避」、「体調管理」を継続し、かつ徹底してください。

オミクロン株への対応も基本的な感染防止対策が有効です。また、県境を越えるなどの感染拡大地域への移動は自粛・延期をお願いいたします。

食堂等の飲食については「4人以内・2時間以内」を目安としてください。感染防止対策を、他人事としてではなく自分事として捉え、できることを徹底してください。

また、感染防止対策としてコロナワクチンの3回目の接種を実施します。順次、接種券を送付いたしますので、接種を推奨します。

感染しない、感染させない、そのどちらもが大切です。住民の皆様と心を一つにしてこの難局を乗り越えたいと考えています。よろしくお願ひします。



輪之内町長 木野隆之

安八町「第6波」非常事態宣言

1/21~2/18

岐阜県においては、令和4年1月17日に県独自の非常事態宣言を発生し、新たな病床確保やワクチン追加接種の前倒しなど対策を強化するとともに、不要不急の都道府県間の移動の自粛や大人数・長時間での会食の回避を呼び掛けています。また、21日からは岐阜県も「まん延防止等重点措置区域」に指定されます。

安八町においても、約80日間感染者が確認されておりましたが、1月中旬以降、新型コロナウイルス感染症の新規感染者が若者を中心に、これまでにないスピードで急拡大しております。

オミクロン株は重症化リスクが低いと言われていますが、今後、爆発的に感染者が増加すれば、医療提供体制を揺るがすのみならず、エッセンシャルワーカーの確保・維持が難しくなります。

安八町として、感染拡大防止の強化対策を実施してまいります。町民の皆様には、ご負担をおかけしますが、ご協力をお願いいたします。

○感染防止対策徹底のための広報・啓発活動の強化

防災行政無線・町ホームページ、あんばんナビ等による呼びかけを実施します。

○ワクチン追加接種（3回目接種）の前倒し

「65歳以上の高齢者」の前倒し接種を推進します。

個別接種：1月下旬～ 集団接種：2月上旬～

○イベントの中止や公共施設の利用制限等による感染防止対策の強化

体育館・公民館等の公共施設の開館時間を20時までとします。

安八温泉は開館時間の短縮・入場制限等を行います。

町主催のイベントについては当面の間中止します。

○行政機能の維持

町のBCP（業務継続計画）の確認・見直しを行い、職員に徹底します。

公共施設における感染防止対策を徹底します。

○町民の皆様・事業所へのお願ひ

「基本的感染防止対策（マスク着用・手指衛生・密回避・換気など）」の徹底をお願いします。混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出自粛をお願いします。

飲食は「4人以内・2時間以内」を目安とし、大人数・長時間での会食を回避してください。各事業所のBCP（事業継続計画）を再確認し、徹底をお願いします。



【第6波 感染拡大阻止 非常事態宣言】

～ 意識と行動の変化を ～

〈期間：1月21日（金）～2月13日（日）まで〉

揖斐川町において、新型コロナウイルス感染症の新規感染者が、1月12日から18日までの7日間で18人と急増し、10万人あたり新規感染者数（7日間移動合計）は、90人と非常に高い水準となっております。

これは学校施設における感染拡大や、高齢者福祉施設におけるクラスター発生によるもので、すでに揖斐川町内でオミクロン株による急激な感染が広まりつつあるものと考えられます。

このため、本町としてこれ以上の感染拡大を何としても防ぐため、町民自らの意識と行動の変化を求め、感染拡大阻止として非常事態宣言をいたします。

町民の皆様におかれましては、ご自身や大切な人の命を守るため、一人ひとりがこれまで以上に強い自覚を持ち、今一度、感染防止対策を徹底してください。

〈町民の皆様へ〉

1 基本的な感染防止対策の徹底

- ・マスクの着用（隙間のない着用（不織布マスク推奨））
- ・帰宅時などでは、丁寧かつ頻繁な手洗い・消毒・うがいの徹底
- ・人と人との距離を確保（できるだけ2m、最低1m）するなど3密の回避
- ・個室などの密閉空間ではこまめな換気
- ・体調不良時は、出勤・通学を含む行動をストップ

2 飲食店利用時の留意事項

- ・飲食は短時間（②時間以内）で、普段会わない人との会食は自粛
- ・1テーブル4人までとし会食時はマスクを着用する「マスク会食」を徹底
- ・新型コロナウイルス対策実施店舗向けステッカー掲示店舗（認証店舗）の利用

〈事業者の皆様へ〉

- ・テレワークや時差出勤を推奨
- ・体調不良時や家庭の感染疑い時など、休みやすい環境づくり
- ・飲食店においては、アクリル板等の設置、消毒液の設置、マスク会食、換気の徹底など、新型コロナウイルス対策実施店舗向けステッカー取得時の認証基準を遵守
- ・飲食店等の営業を午後8時までとし、酒類の提供を停止

〈公共施設の利用制限〉

- ・屋内公共施設での飲食禁止
- ・屋内公共施設の利用定員を1/2以下とし、利用時間は屋内屋外とも午後8時までとする
- ・発熱など体調不良の方の入館禁止

〈ワクチン接種〉

- ・65歳以上の高齢者の追加接種（3回目）は2月中の完了をめどに実施
- ・初回接種への相談及び受付は継続

〈感染防止対策の周知・徹底〉

- ・音声告知放送、いびびわがチャンネル、SNS、ホームページにより、感染防止対策を周知・徹底
- ・飲食店等へ感染防止対策のチラシを配布し注意喚起

〈無料検査の周知〉

- ・感染の不安を感じる方は無料検査の受検を（令和4年2月28日まで）

大野町『第6波』非常事態宣言

新型コロナウイルス感染症

期間：令和4年1月26日(水)～2月13日(日)

～ 皆様の生活や社会・経済を守るため、一人ひとりの行動変化を～

大野町において、新型コロナウイルス感染症の新規感染者が、1月20日から26日までの7日間で14名と急増し、10万人あたり新規感染者数は50名を超え、県の基準指標ではレベル4に値する高い水準となっております。

このまま感染が拡大すれば、医療体制だけでなく、多くの方が感染者や濃厚接触者となることになり、企業、学校など社会・経済の基盤となる様々な領域でスタップの確保・体制の維持が困難となり、機能停止に陥ることが強く危惧されます。

町民の皆様には、ご負担をおかけしますが、ご自身や大切な人の命、そして社会経済を守るため、一人ひとりの感染防止対策の徹底をお願いします。

令和4年1月26日 大野町長 宇佐美 晃三

《町民の皆様へ》

1 基本的感染防止対策の継続

- ・マスクの着用(隙間なくフィットさせ着用) (不織布マスクを推奨)
- ・丁寧かつ頻繁な手洗い・消毒の徹底
- ・人と人との距離を確保(できるだけ2m、最低1m)するなど3密の回避
- ・個室などの密閉空間は、こまめな換気
- ・体調不良時は、出勤・通学を含む行動をストップ

2 飲食店利用時の留意事項

- ・飲食は短時間(2時間以内)で普段会わない人との会食は自粛
- ・新型コロナウイルス対策実施店舗向けステッカー(認証店舗)の利用



大野町ホームページ

《飲食店の皆様へ》

「まん延防止等重点措置区域」指定期間中の営業時間は、夜8時までに短縮してください！また、酒類は終日提供しないでください！

《事業者の皆様へ》

- ・体調不良の方は、必ず休ませてください！
- ・事業所内での感染防止対策の徹底してください！
- ・組織内感染等により、事業活動が低下することを想定した業務継続計画(BCP)の作成・再確認

《大野町の対策》

1 ワクチン接種(3回目)の前倒し

- ・ワクチン接種の前倒しを実施

2 危機意識の醸成

- ・町のホームページや、防災行政無線などを通じて、感染防止対策徹底の呼びかけ

3 イベント、町有施設の対応

- ・町、指定管理者主催のイベント、講座については、可能な限りオンライン又は中止・延期・無観客で開催
- ・町有施設は、屋内外を問わず、原則夜8時以降閉館



23

池田町「第6波」非常事態宣言

【現状】

池田町では、1月11日以降、新型コロナウイルス感染症の新規感染者が毎日確認されており、直近1週間の感染者数は14人となっています。10万人当たり新規感染者数は59.93人となり、県の基準指標ではレベル4に相当します。感染者が増加しており、また、感染力が強いオミクロン株への置き換わりも進んでいることから、感染爆発を警戒すべき状況となっています。

【緊急対策】

〇期間

令和4年1月21日(金) ～ 令和4年2月13日(日)

〇対策の内容

1. 感染防止対策の徹底

- ・防災行政無線・防災ラジオ・防災メーラーを活用し、町長メッセージにより基本的な感染防止対策(マスクの着用、手指衛生、密回避、こまめな換気、体調管理)の徹底を呼びかける。
- ・飲食店への営業時間短縮・酒類提供停止の呼びかけ及び店舗調査を実施。
- ・町主催のイベント・講座については原則、中止または延期する。

2. ワクチン追加接種(3回目接種)の前倒し

- ・国、県の方針に基づき追加接種を加速する。
- 集団接種 2月5日(土)から開始
- 個別接種 2月9日(水)から開始

3. 公共施設の利用制限

- ・人流を抑制するため、公共施設(公民館・図書館・体育館・地田温泉・まちづくり工房「霞溪舎」)の利用を午後8時までとする。

4. 学校における感染防止対策の徹底

- ・中学校の部活動を休止する。

「関市民の行動変化を求めめる」 ～第6波 感染拡大阻止 緊急対策～

＜期間：1月7日（金）～2月13日（日）まで＞

関市において、新型コロナウイルス感染症の新規感染者が、1月4日から7日までの4日間で29名と急増し、10万人あたり新規感染者数（7日間移動合計）は、34人と県内市町村で最も高い水準となっております。

この背景には、複数家族での会食、友人同士のカラオケに起因するクラスターが2件発生したことが挙げられ、これらはオミクロン株による感染が疑われており、すでに市内で急激な感染がはじまっていると考えられます。

このため、本市としてこれ以上の感染拡大を何としても防ぐため、市民自らの意識と行動の変化を求めます。

市民の皆さまにおかれましては、ご自身や大切な人の命を守るため、一人ひとりがこれまで以上に強い自覚を持ち、今一度、感染防止対策を徹底してください。

＜市民の皆さまへ＞

1 基本的な感染防止対策の徹底

- ① マスクの着用（隙間なくフィットさせ着用（不織布マスクを推奨））
- ② 帰宅時などでは、丁寧かつ頻繁な手洗い・消毒の徹底
- ③ 人と人との距離を確保（できるだけ2m、最低1m）するなど3密の回避
- ④ 個室などの密閉空間は、こまめな換気
- ⑤ 体調不良時は、出勤・通学を含む行動をストップ

2 飲食店利用時の留意事項

- ① 飲食は短時間（2時間以内）で、普段会わない人との会食は自粛
- ② 1テーブル4名までとし、会話時はマスクを着用する「マスク会食」を徹底
- ③ 新型コロナウイルス対策実施店舗向けステッカー掲示店舗（認証店舗）の利用
- ④ カラオケ時はマスク着用を徹底

＜事業者の皆さまへ＞

- ・テレワークや時差出勤を推奨
 - ・イベント等ではワクチン接種や陰性証明の確認など、感染防止対策を実施
- 【飲食店】
- ・アクリル板等の設置、消毒液の設置、マスク会食の徹底、換気の徹底など、新型コロナウイルス対策実施店舗向けステッカー取得時の認証基準を遵守
 - ・飲食店等の20時まで営業時間短縮及び酒類提供の停止

（期間：令和4年1月21日～令和4年2月13日まで）

＜感染防止対策の周知・徹底＞

- ・防災無線、あんしんメール、SNS、ホームページにより、感染防止対策を周知・徹底
- ・飲食店へ感染防止対策チラシを配布し、注意喚起

＜無料検査の周知＞

- ・感染の不安を感じる方は無料検査受検を（令和4年2月28日まで）

新型コロナウイルス感染拡大 美濃市 非常事態宣言

美濃市新型コロナウイルス感染症対策本部
令和4年1月21日

新型コロナウイルス「オミクロン株」は、今まで以上に感染力が強力であり、市内においても、今までにないスピードで感染が拡大しています。

今後、ますます感染が拡大すれば、医療体制、保健所機能に著しい影響が出るだけでなく、家庭内、福祉施設、企業、学校など社会・経済活動そのものが機能停止に陥ることや、市民生活に大変大きな影響が発生します。

市内での感染が爆発的に増加することで考えられる社会への影響(例)

爆発的な感染拡大

- ▷ 学校や保育園の休校、休園により、自宅での生活が必要となります。
休校・休園
- ▷ 救急や消防業務に一定の制限が見込まれます。
制限
- ▷ さまざまな職場でスタッフの確保や生産体制の維持が困難となり、企業活動が停止する恐れがあります。
活動停止
- ▷ 行政サービス（窓口業務、ごみ収集など）に一定の制限が見込まれます。
サービス縮小
- ▷ 病院や診療所などの受診制限が見込まれます。
受診制限
- ▷ 保健所機能が混乱し、感染症対策に遅れが生じる恐れがあります。
機能不全

感染拡大を何としても食い止めるため、美濃市独自の「非常事態宣言」を発出いたします。市民の皆さまには、ご自身や大切な家族の命、そして社会経済を守るため、感染防止対策の徹底にご協力をお願いします。

新型コロナウイルス感染症拡大



美濃市 非常事態 宣言

感染拡大防止のための取り組みに協力をお願いします。

オミクロン株

感染確認事例からわかること

- 感染の傾向
- ・パーティや会合での感染が確認されている。
 - ・子どもや若い世代の感染が多い。

感染者の行動

- 「マスクを外していた…」
- 「換気が悪かった…」
- 「大声で会話をしていた…」

基本的な感染防止対策の徹底と

感染リスクが高まる場面の回避を

- 県をまたぐ不要不急の移動は極力回避
- 混雑した場所や感染リスクの高い場所への外出は自粛
- 自宅を含め、普段会わない人との会食は回避
- ▶ 飲食店での5人以上の会食は回避（同一グループ、同一テーブルの場合）

基本的な感染防止対策も継続して徹底

- ①マスクの着用、②手指の衛生、③密の回避、④こまめな換気、⑤体調の管理

事業主の皆さまへ（お願い）

- ▶ BCP(業務継続計画)の再確認
- ▶ 在宅勤務など人との接触機会の低減

飲食店の皆さまへ（お願い）

- ▶ コロナガードの徹底
- ▶ 業種別ガイドラインの遵守
- ▶ 午後8時までの営業時間の短縮
- ▶ 酒類の提供の停止

美濃市非常事態宣言発出に伴う美濃市の対応

期間：令和4年1月21日～令和4年2月13日

(1) イベント、行事等

市、指定管理者主催のイベント・講座については、可能な限りオンライン又は中止・延期・無観客での開催を検討

(2) 市内公共施設について

◎ 利用制限をして閉館する施設

- ① 施設の利用時間を原則午後8時までとします。
- ② 施設の利用は市民に限定します。
- ③ 市民以外の講師等が含まれる場合は団体で判断してください。
- ④ 市民（市民団体）以外の新規予約を停止します。
- ⑤ 感染対策を徹底してください。（手指消毒、密回避、換気、名簿提出など）

● 社会教育施設【収容率 50%以内】

- ・ 公民館（中央、洲原、下牧、上牧、大矢田、藍見、中有知）
- ・ 文化会館
- ・ 吉田工房
- ・ 美濃和紙用具ミュージアムふくべ（片知）
- ・ 生涯学習センター（洲原、立花、長瀬、神洞、上牧）【グラウンドを含む】
- ・ 運動公園（曾代）【テニスコート、弓道場、グラウンド、市民球場、台山広場】
- ・ 体育館（市（曾代）、洲原、大矢田）
- ・ グラウンド（下牧、御手洗、大矢田、藍見、中有知）
- ・ 和紙の里スポーツ広場【グラウンド、テニスコート等】
- ・ テクノパーク第1公園【テニスコート】
- ・ 学校開放施設【体育館、校庭】

● 社会福祉施設【収容率 50%以内】

- ・ みのエネプラザ（保健センター部分を除く）
- ・ 美濃会館
- ・ 紙のふるさとふれあいセンター（浴場・カラオケ設備は利用停止）

● 産業関連施設

- ・ 女性商工会館
- ・ 木工工房 FUKUBE
- ・ 和紙の里わくわくファーム
- ・ 神洞はたるの里公園【園内に注意喚起看板を設置】
バーベキュー施設は、4人までで市民のみ利用可能

- ◎ 通常通り開館する施設
 - 社会教育施設
 - ・図書館【対面でのレファレンスサービスの停止】（滞在時間は1時間程度）
 - 子育て支援施設等
 - ・留守家庭児童教室（美濃第一、美濃第二、牧谷、大矢田、藍見、中有知）
 - ・ひばり園
 - 当施設等で陽性者が判明した場合は、濃厚接触者等が特定されるまでの間、臨時休止とします。（その後、感染状況等を考慮し対応）
 - 観光施設
 - ・美濃和紙の里会館
 - ・旧今井家住宅・美濃史料館
 - ・美濃和紙あかりアート館
 - ・観光案内所（番屋）
 - ・町並みギャラリー 山田家住宅
 - ・美濃手すき和紙の家 旧古田行三邸
 - ・旧名鉄美濃駅
 - ・小倉公園
- (3) 小中学校
- ◎ 学校活動関係
 - ・コロナガードによる感染防止対策の徹底
 - ・外部者の校内立ち入りの制限
 - ・外部講師による授業の中止又は延期
 - ・オンライン授業の準備
 - ・高校入試に向けた全校体制
 - ・学校で一人でも陽性が判明した場合は、保健所の調査・判断を待たず全校自宅待機
 - ・感染防止対策を講じてもおお感染のリスクが高い活動（合唱、近距離での活動、調理実習等）は中止又は延期
 - ・集会や発表会等は、校内でもオンラインを積極的に活用して実施
 - ・学校行事や校外活動は中止又は延期（校外活動へのスクールバス利用停止）
 - ◎ 部活動関係
 - ・激しい運動時以外はマスクを着用等、十分な感染症防止対策を実施
 - ・平日4日、2時間以内、土日は次につなげる公式試合等が2週間以内にある部活のみ、いずれか1日、3時間以内の練習時間内での活動
 - ・市外の部との練習試合、合同練習等は禁止（公式戦への参加は、主催者の指示に従う）

- (4) 社会教育
- ◎ 社会教育活動関係
 - ・市外の団体との練習試合、合同練習の自粛要請（公式戦への参加は、主催者の指示に従う）
 - ・市外へ移動しての活動自粛要請（公式戦への参加は、主催者の指示に従う）
 - ・基本的感染防止対策が不十分な団体は施設利用の一時停止を検討
 - ・終了後の飲食自粛を要請
 - (5) 商業施設、飲食店等への要請
 - ◎ 飲食店等（まん延防止重点措置区域の指定後）
 - ・時間短縮要請の周知（約70店）
 - ・来店者向け感染対策注意喚起ポスターの掲示依頼
 - ・県と連携し店舗巡回を実施
 - ◎ 大型店舗
 - ・来店者向け感染対策注意喚起ポスターの掲示、啓発のほり設置依頼（5店舗）
 - (6) 子育て支援施設、高齢者・障がい者等へのサービス事業所への要請
 - ◎ 保育所等（美濃、清泰、下牧、牧谷、かえで、松美、ふたば）
 - ・感染対策に十分配慮の上、通常どおり開設
 - 保育所等で陽性者が判明した場合は、保健所及び保育所等と協議の上、臨時休園などの対応をします。（その後、感染状況等を考慮し、対応）
 - ◎ 高齢者・障がい者等へのサービス事業所
 - ・サービスの継続的な提供のための感染防止・拡大対策の強化
 - ・BCPの再確認徹底
 - ・県策定の感染・まん延防止等チェックリスト及び研修会等動画を活用した施設内研修の再徹底。
 - ・「ぎふコロナガード」を指定し、感染防止対策の全従業員への教育と現場点検
 - (7) 感染拡大防止の呼びかけ
 - ・「新型コロナウイルス感染拡大 美濃市 非常事態宣言」の発出
 - ・全戸配布による美濃市非常事態宣言発出のお知らせ
 - ・大型店舗での買い物客に対する美濃市非常事態宣言発出のお知らせ
 - ・市ホームページ、同報無線、あんしんメール、公式LINEによる感染防止対策への協力依頼

生命・健康・暮らしを守るための行動を！

～美濃加茂市 オミクロン株 緊急事態宣言～

<期間：令和4年1月18日～まん延防止等重点措置期間>

全国的に新型コロナウイルス感染症が急増し、市内においても1月11日以降の直近1週間で93名の感染が確認されています。県下でも、人口10万人当たりの新規感染者数は最も多い市です。若い世代を中心に、喘息・成人式・同窓会などに関連した会食等で感染が拡がり、高校や保育園などでクラスターが発生している状況となっています。

このまま感染が拡大すると、医療体制がひっ迫する可能性もあり、市民の皆様は生命・健康・暮らしを脅かす状態となります。感染力の強いオミクロン株であっても、マスクの着用、手指消毒、3密の回避、こまめな換気、体調不良時は行動をストップすることで、基本的な感染防止は可能であると言われています。

市民の皆様におかれましては、ご自身や大切な人の生命・健康・暮らしを守るため、基本的な感染防止対策の徹底はもちろんのこと、一人ひとりがこれまでに以上に強い自覚を持ち、感染拡大阻止のために、ご理解・ご協力いただきますようお願いいたします。

市民の皆様へ

- 1 基本的な感染防止対策の徹底
 - ・マスクの着用（不織布マスクを推奨）
 - ・手指消毒の徹底（帰宅時など頻繁な手洗い）
 - ・3密の回避（密閉空間、密集場所、密接場面を避ける）
 - ・体調不良時は行動ストップ（発熱、喉の痛みなどの症状がある場合は、出勤・通学を含む行動を控える）
- 2 飲食店利用時の留意事項
 - ・普段会わない人との会食を回避
 - ・飲食は短時間（2時間以内）、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を回避
 - ・新型コロナウイルス対策実施店舗向けステッカー掲示店舗の利用

事業者の皆様へ

- ・テレワークや時差出勤を推奨
- ・イベント開催時はワクチン接種証明等の確認など感染防止対策を徹底
- ・体調不良時や家族の感染疑い時など、休みやすい環境づくり
- ・飲食店においては、アクリル板の設置、消毒液の設置、マスク会食の徹底、換気の徹底など

行政の対策強化のポイント

【感染防止対策の周知・徹底】

・県の非常事態宣言に合わせて、市長による行政防災無線での注意喚起
・ホームページ、防災行政無線、すぐメール、Twitter、LINE を活用し、基本的な感染防止対策を周知・徹底するとともに、3回目のワクチン接種の情報を周知する

・商工会議所を通じて、各事業者に対して基本的な感染防止対策の周知
【外国人市民に対する対策】

- ・外国人コミュニティ（施設、店舗、教会等）を通じた注意喚起
- ・外国人雇用企業（外国人労働者派遣事業者含む）に対する注意喚起
- ・防災行政無線、すぐメール、YouTube を活用し、英語、ポルトガル語、タガログ語で注意喚起
- ・外国人が集まる店舗等に、警察署等と連携して巡回指導

【公共施設の利用制限】

- ・屋内公共施設での会食禁止
- ・屋内公共施設の利用定員を1/2以下とし、定員の定めない施設は施設面積を4㎡で除した人数以下とする
- ・発熱など体調不良者の入館禁止（すべての屋内公共施設に非接触体温計の設置済）

【ワクチン接種】

- ・初回接種の未接種者に対する体制づくり（個別医療機関での接種）
- ・早期に3回目接種ができるよう、接種券の発行の前倒し
- ・小児（5～11歳）が安心・安全に接種できるように医療機関と連携

【業務継続計画：BCP】

- ・市職員の60%が濃厚接触者または感染者となり、出勤停止となった場合、市民の生活に影響しないような体制づくりを見直す
- ・市内事業者に対して、想定される出勤率など事業継続計画を設定し、点検を徹底するように周知する

【その他】

- ・新しい生活様式に対応するため、ぴったりサービス等の電子申請を積極的に活用する

今後の経済対策

- ・市内の需要喚起を図るため、地域循環型の経済対策を検討します
- ・市内事業者の継続・発展を図るため、変化対応型の経済対策を検討します
- ・キャッシュレス事業者との連携により、市独自のポイント還元を行い消費全体の底上げを図る経済対策を検討します

可児市「第6波」非常事態宣言

可児市では、新型コロナウイルス感染症の新規感染者が、1月に入ってから132人(1月18日現在)と急増し、10万人あたりの新規感染者数は、従来のステージⅣ「感染爆発」と言える水準となつていきます。

これは、感染力がデルタ株をはるかに上回るオミクロン株への置き換わりが進む中、年末年始や成人式に関連した友人との会食に起因するクラスターが発生したことなどによるものです。オミクロン株は重症化リスクがデルタ株に比べて低いとされていますが、感染者が爆発的に増加すれば、医療提供体制のみならず、エッセンシャルワーカー(日々の生活のために必要不可欠な仕事に従事される方)の確保、維持が難しくなります。

市民の皆さまにおかれましては、ご自身や大切な人の命を守るため、今一度、感染防止対策を徹底してください。

【市民の皆さまへ】

- 1 基本的な感染防止対策の徹底—オミクロン株にも有効です—
 - ①マスクの着用(不織布マスクで隙間なくフィット・マスクを使用できない方への配慮)
 - ②丁寧かつ頻繁な手洗い・消毒の徹底
 - ③人と人との距離を確保(できるだけ2m、最低1m)するなど3密の回避
 - ④個室などの密閉空間は、こまめな換気
 - ⑤混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出は自粛
 - ⑥体調不良時は、出勤・出張・通学を含む行動をストップ
- ※感染への不安を感じる場合は、無料検査を受検(市内3カ所。詳細は岐阜県のホームページ(<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/covid19/192870.html>))で確認を)

2 移動時の留意事項

- ①感染拡大地域をはじめ、不要不急の都道府県間の移動は極力回避
- ②やむなく移動する場合は、極力日帰りとし、出発前及び帰宅時に無料検査を受検

3 飲食時の留意事項

- ①自宅を含め、普段会わない人との会食を回避し、かつ飲食は4名以内で短時間(2時間以内)に
- ②会話時はマスクを着用する「マスク会食」を徹底
- ③飲食店等では、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を回避
- ④外食時は、新型コロナウイルス対策実施店舗向けステッカー掲示店舗(認証店舗)を利用

【事業者の皆さまへ】

- ・テレワークや時差出勤のさらなる推奨や休暇取得の促進による出勤者数の削減
- ・体調が悪いときの休みやすい環境づくり
- ・事業所内感染に備えたBCP(事業継続計画)の再確認(未作成の場合は、早急に作成)
- ・業界団体ごと想定される出勤率などBCPの数値目標を設定し、点検を徹底
- ・「さふコロナガード」(感染防止対策を監視し、健康状態を確認する責任者)を指定
- ・高齢者、障がい者施設において、「感染・まん延防止等チェックリスト」による感染防止対策の再点検
- ・飲食店は、消毒液、アクリル板等の設置、換気の徹底

<可児市の感染防止対策>

- ・市主催事業(イベント、講座、教室等)の中止又は延期(対面)を避けリモート、書面開催を検討)
- ・1月21日(金)から公共施設の開館時間を20時まで短縮
- ・公共施設における飲食を目的とした利用の禁止

※福祉目的の活動についても万全な感染防止対策を実施し、持ち帰りなど追加対策を検討(さらに感染が拡大した場合中止を検討)

- ・新型コロナウイルスに関する可児市役所機能維持のための事業継続計画の見直し
- ・県と連携した時短要請に伴う飲食店等への要請・見回り
- ・小中学校、幼稚園、保育園の保護者に対して個別通知による感染防止対策の周知徹底
- ・ワクチン接種加速化のため、先行予約体制の確立
- ・外国籍市民が多数感染しているため、教会等外国人コミュニティの拠点や派遣事業者を含む外国人雇用企業などに感染防止対策を丁寧に周知・徹底
- ・事業所、飲食店へ注意喚起の徹底
- ・SNS、すぐメール、ホームページにより、感染防止対策を周知・徹底

令和4年1月19日

可児市感染症等予防対策本部
本部長 可児市長 富田 成輝

郡上市「新型コロナウイルス感染拡大」防止宣言

～第6波 感染拡大阻止 緊急対策～

<期間:令和4年1月21日～令和4年2月13日>

郡上市内では、昨年9月24日以降、新型コロナウイルス感染症の新規感染者は確認されておりましたが、全国的に感染者が増加する中、令和4年1月13日から1月19日までの1週間で新規感染者が17名確認されております。若い世代を中心に、年末年始の休暇等により人流が活発化し、複数人数での会食等で感染し、家族内でも拡がっている状況となっています。これは、新型コロナウイルスが感染力の強いオミクロン株によるものと考えられます。

このまま感染が拡大すると、郡上市においても医療体制がひっ迫する可能性があることや、ご自身や大切な方の命を守るためにも、これ以上の感染拡大を何としても防ぐ必要があります。

市民の皆さまにおかれましては、今一度、基本的な感染対策の徹底はもちろんのこと、一人ひとりがこれまでに以上に強い自覚を持ち、感染拡大防止のために、ご理解・ご協力いただけますようお願いいたします。

<市民の皆さまへ>

○基本的な感染防止対策の徹底

- ・マスクの着用(不織布マスクを推奨)
- ・手指消毒の徹底(こまめな手洗い、消毒)
- ・密閉・密集・密接の3密の回避(距離は、できるだけ2m、最低1mは確保)
- ・こまめな換気(寒い時期ですが換気を徹底)
- ・体調不良時は出勤・通学を含む全ての行動をストップ

○飲食店利用時の留意事項

- ・飲食は短時間(2時間以内)で、普段会わない人との会食は自粛
- ・同一テーブル利用は4名まで、5人以上の会食を回避
- ・新型コロナウイルス対策実施店舗向けステッカー掲示店舗の利用

<事業者の皆さまへ>

- ・テレワークや時差出勤を推奨
- ・体調不良時や家族の感染疑い時など、休みやすい環境づくり
- ・飲食店においては、アクリル板の設置、消毒液の設置、マスク会食の徹底、換気の徹底など
- ・BCP(事業継続計画)の策定・再確認

<ワクチン接種>

- ・3回目接種に向けて体制づくり(集団接種、個別医療機関接種)
- ・国の方針により、前倒し可能な方から、早期に接種

★新型コロナウイルスは、風邪やインフルエンザウイルスとは違います。オミクロン株は特に感染力が強く要警戒！

★発熱、強いのどの痛みなど特徴的な症状があります。しかし、基本的な感染対策を行えば感染を防ぐことは可能です。

★春はすぐそこまで来ています。新型コロナウイルス感染症感染拡大が収まり、日常生活を取り戻し、みなで暖かい春を迎えましょう。そのために、今一度自分の生活を見直し感染拡大を防ぐため取り組みましょう。

坂祝町「第6波 非常事態宣言」

令和4年1月21日から、岐阜県全域が「まん延防止等重点措置区域」に指定されました。その後も、県内感染者は増加を続けており、町内感染者も毎日のように報告されています。そのため、下記のとおり対策を強化してまいりますので、町民の皆様におかれては、ご理解ご協力をお願いします。

○期間 令和4年1月27日から令和4年2月13日

○対策

1 感染防止対策の徹底（オミクロン株にも有効）

- ・「マスク着用」、「手指衛生」、「密回避」、「こまめに換気」、「体調不良時は行動ストップ」の徹底
 - ・感染リスクが高まる「5つの場面」の回避
- (2) 移動に関する留意事項
- ・不要不急の都道府県間の移動は極力回避
 - ・混雑した場所、感染リスクが高い場所への外出は自粛
- (3) 飲食に関する留意事項
- ・感染防止対策が徹底されていない飲食店の利用は避けて、第三者認証店を利用し、マスク会食を徹底
 - ・20時以降、飲食店にみだりに出入りしない
 - ・自宅を含めて、普段会わない方との会食を避け、かつ大人数・長時間の会食を回避

2 事業者に対する周知徹底

- (1) 飲食店や大規模施設等に対する、県と連携した対策の強化
- ・営業時間短縮、入場者の管理等の要請周知

3 公共施設の利用制限

- ・町内施設は、屋内外問わず原則夜8時以降閉館
- 4 ワクチン接種の推進
- ・ワクチン追加接種の前倒しに向けた接種計画の見直し

5 対策の周知方法

- ・町ホームページ、SNS、防災無線・防災メール等のあらゆる広報媒体を通じたPR

6 その他（住民への支援等）

- (1) 自宅療養者の支援
- ・感染拡大時における自宅療養者への支援を県と連携して実施
- (2) 外国人住民への支援（特に外国人住民集住自治体において）
- ・外国人コミュニティ（施設、店舗、教会等）、外国人雇用企業（外国人労働者派遣事業者を含む）等を通じた多言語での感染防止対策の周知徹底

「第6波」非常事態宣言 ～富加町感染拡大防止強化対策～

令和4年1月19日決定

富加町新型コロナウイルス感染症対策本部

実施期間：令和4年1月19日～2月18日

全国でオミクロン株による感染が拡がり、岐阜県内においても、これまでにならぬスピードで感染が急拡大しており、岐阜県から「第6波非常事態宣言」が発出されています。もはや日常レベルにはなく、これまででない感染爆発を警戒すべき状況にあります。このまま感染が拡大すると医療体制だけでなく、企業・学校など社会経済活動そのものが機能停止に陥ることが強く危惧されます。

この感染力の強いオミクロン株であっても、マスクの着用などこれまでの基本的な感染防止対策の徹底により、かなりの程度の感染防止が可能です。

町民の皆様におかれましては、ご自身や大切な人の命を守るため、油断なく、感染防止対策の継続的な徹底をお願いします。

（町民の皆様へ）

① 基本的な感染防止対策の徹底

- ・マスクの着用（不織布マスクで隙間なくフィット）
- ・手指衛生（頻繁な手洗い、消毒）
- ・密の回避（密閉・密集・密接のどれか一つでも回避）
- ・こまめに換気（換気扇の常時稼働や窓・扉の開放による1時間に2回以上の換気）
- ・体調管理（体調不良時には出勤・通学・出張・旅行を含む全ての行動をストップ）

② まん延防止等重点措置区域など感染拡大地域をはじめ、不要不急の都道府県間の移動は極力回避

③ 混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出自粛

④ 自宅を含め、普段会わない人との会食、大人数（5人以上）での会食、長時間（2時間以上）の会食を徹底回避

⑤ 飲食店等では、同一テーブル5人以上の会食を回避

新型コロナウイルス感染症対策について

～川辺町「第6波」非常事態宣言～

(期間：令和4年1月21日～まん延防止等重点措置期間)

全国でオミクロン株による感染が拡大し、現在「第6波」の渦中にあります。川辺町においても年明け以降、継続して新規感染者の発生が確認されています。このまま感染が拡大すると、医療体制が逼迫し、社会・経済活動そのものが機能停止に陥ることが強く危惧されます。

町民の皆さまにおかれましても、ご自身や大切な人の命を守るため、一人ひとりがこれまで以上に強い自覚を持ち、今一度感染防止対策を徹底してください。

① アクリル板の設置やこまめな換気など感染防止対策の実施

② 事業所ごとに「ぎふコロナガード」(職場等における感染防止対策担当者)を指定し、感染防止対策の全従業員への教育と現場点検を徹底

③ 在宅勤務(テレワーク)の活用や休暇取得の促進などによる密の回避

④ あらゆる事業所において、組織内感染等による大幅な事業活動低下を想定したBCPの再確認(未策定の場合は、早急に策定)

① 防災無線、とみかメール、町ホームページによる感染防止対策の周知

② 飲食店への感染防止対策の協力依頼(見回り又は訪問)

③ 町のBCPの見直し(強化)

④ 外国人を雇用する事業所へ外国人向け周知を実施

1. 町民の皆様へ

・基本的な感染防止対策の徹底

マスク着用、3密の回避、手指消毒の徹底

・感染リスクが高い場面の回避

マスクなしの会話の回避、大人数や長時間の飲食を回避、普段会わない人との会食を回避

・不要不急の外出自粛

やむを得ず移動する場合は、極力日帰りとし、出発前及び帰宅時の検査受検を推奨

2. 事業所の皆様へ

・業種別ガイドライン等に基づき、業種に応じた感染防止対策の徹底

・在宅勤務やオンライン会議、時差出勤等による、人との接触を避ける取り組みの推進

・発熱等の症状が見られる従業員の方々が休みやすい環境の整備

3. 川辺町の対策について

【各種媒体を利用した注意喚起の徹底】

・防災行政無線、町HP、すぐメール等を活用した注意喚起を適宜実施

・外国人町民及び外国人雇用企業に対する注意喚起の実施

【業務継続計画(BCP)】

・町職員が感染者となった場合でも、必要な業務が行える体制づくり

【ワクチン接種】

・早期に3回目接種ができるよう、接種計画の見直し

【公共施設の利用制限等による人流抑制】

・公共施設について午後8時までの時短運営

・児童館、子育て支援センターの閉館(子育て支援センターは電話相談のみ対応)

・町主催行事の見直し

【飲食店等に対する営業時間の短縮要請】

・午後8時までの営業時間短縮及び酒類提供の停止を要請

・飲食店の見回り強化

【学校・こども園等における感染防止対策の徹底】

・学級で1人でも陽性が判明した場合、速やかに学級全体を閉鎖

・部員で1人でも陽性が判明した場合、速やかに陽性者が所属する部活動を休止

・こども園等においては、状況に応じた対応

・学校・こども園は状況に応じ、閉校・閉園

「第6波」非常事態宣言

～七宗町感染拡大防止強化対策～

令和4年1月28日決定

七宗町新型コロナウイルス感染症対策本部

実施期間：令和4年1月28日～2月18日

岐阜県内においてオミクロン株による新規感染者が増加しています。

このまま感染が拡大すると医療体制だけでなく、企業・学校など社会経済活動そのものが機能停止に陥ることが強く危惧されます。

七宗町においても、岐阜県と連携し、これ以上の感染拡大を防止するため、町独自の非常事態宣言を発出します。

この感染力の強いオミクロン株であっても、マスクの着用などこれまでの基本的な感染防止対策の徹底により、かなりの程度の感染防止が可能です。町民の皆様におかれましては、ご自身や大切な人の命を守るため、油断なく、感染防止対策の継続的な徹底をお願いします。

〈町民の皆様へ〉

- ① 基本的な感染防止対策の徹底
 - ・マスクの着用（不織布マスクで隙間なくフィット）
 - ・手指衛生（頻繁な手洗い、消毒）
 - ・密の回避（密閉・密集・密接のどれか一つでも回避）
 - ・こまめに換気（換気扇の常時稼働や窓・扉の開放による1時間に2回以上の換気）
 - ・体調管理（体調不良時には出勤・通学・出張・旅行を含む全ての行動をストップ）
- ② まん延防止等重点措置区域など感染拡大地域をはじめ、不要不急の都道府県間の移動は極力回避
- ③ 混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出自粛
- ④ 自宅を含め、普般会わない人との会食、大人数（5人以上）での会食、長時間（2時間以上）の会食を徹底回避
- ⑤ 飲食店等では、同一テーブル5人以上の会食を回避

〈事業者の皆様へ〉

- ① アクリル板の設置やこまめな換気など感染防止対策の実施
- ② 事業所ごとに「ぎふコロナガード」（職場等における感染防止対策担当者）を指定し、感染防止対策の全従業員への教育と現場点検を徹底
- ③ 在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進などによる密の回避
- ④ あらゆる事業所において、組織内感染等による大幅な事業活動低下を想定したBCPの再確認（未策定の場合は、早急に策定）

〈感染防止対策の周知〉

- ① 防災無線、すぐメール七宗、町ホームページによる感染防止対策の周知
- ② 飲食店への感染防止対策の協力依頼（見回り又は訪問）
- ③ 町のBCPの見直し（強化）

新型コロナウイルス感染症

八百津町「第6波」非常事態宣言

(期間：1月28日(金)～まん延防止等重点措置期間まで)

八百津町において、新型コロナウイルス感染症の新規感染者が、1月21日から1月27日までの7日間で11人と急増しています。10万人あたりの新規感染者数は、10.5人となっており、岐阜県の基準指標では「レベル4(避けたいレベル)」に達しました。これ以上の感染拡大を防止するため、**町独自の「非常事態宣言」**を発出し、「まん延防止等重点措置区域」の指定期間まで、岐阜県と連携して感染拡大防止の強化対策を実施してまいります。

町民の皆様にはおかれましては、ご自身や大切な人の命を守るため、一人ひとりがこれまでに以上に強い自覚を持ち、今一度、感染防止対策を徹底していただきますようご理解とご協力をお願いいたします。

八百津町長 **金子政利**

感染拡大を防ぐための対策

○ 広報・啓発活動の強化

防災行政無線、町ホームページ、SNS、ケーブルテレビなどの各種媒体による呼びかけを実施します。

○ ワクチン接種

65歳以上の高齢者に対する追加接種(3回目)を推進します。

○ イベントの中止や公共施設の利用制限

- ・町主催のイベント・講座などについては当面の間中止します。
- ・公民館・体育施設の**夜間(17時以降)の利用を中止及び新規利用申請の停止**を実施します。

○ 町民の皆様・事業所へのお願い

- ・基本的感染防止対策(マスク着用・手指衛生・密回避・こまめに換気・体調不良時は行動ストップ)の徹底をお願いします。
- ・混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出自粛をお願いします。
- ・自宅を含めて、**普段会わない方との会食を避け、かつ大人数・長時間の会食を回避**してください。
- ・事業所内で感染者・濃厚接触者が多く発生した場合、**事業をどう継続するかなどの再点検を実施**してください。

ご自身や大切な人の命、そして社会・経済を守るために、「感染しない」「感染させない」の徹底を!

白川町新型コロナウイルス「第6波」非常事態宣言

～町民の生命と暮らしを守るために～

感染力の強い「オミクロン株」は、潜伏期間が短く、無症状や軽症のケースが多いため、人につりやすく、うつりやすいウイルスです。こうした特徴により、これまでにないスピードで感染が急拡大しております。

岐阜県においても、連日多数の新規感染者数が確認され、新規陽性者数では第5波のピークを大幅に超え、PCR検査の陽性率とともに、緊急事態宣言相当の水準に達しています。

岐阜県による「自宅療養者ゼロ」を前提とした対策により、無症状や軽症者は宿泊療養施設にて受け入れを行ってききましたが、昨今の感染急拡大で対応ができなくなっています。

このような危機的な状況を踏まえ、何としても感染拡大を阻止し、町民の皆さまの生命や暮らしを守る対策を実施するため、**町独自の「非常事態宣言」を発出します。**

岐阜県が発出している「第6波」非常事態宣言の実施期間である2月18日までの間、県と連携して感染防止対策を実施致します。

このまま感染が拡大すると、日々の暮らしの維持はもろんのこと、医療・介護・福祉や保育園・学校活動などにも多大な影響が生じてきます。

町民の皆さまにおかれましては、度重なる窮屈な生活をお願いすることとなりますが、ご協力をよろしくお願いいたします。

令和4年1月24日

白川町長 **細江茂樹**

町民の皆さまへお願いしたいこと

1. 感染防止対策の徹底

- 基本的な感染防止対策(不織布マスク着用、手指衛生、密を避けこまめな換気など)の徹底
- まん延防止等重点措置区域など、感染拡大地域をはじめ、不要不急の都道府県間の移動は極力回避
- 混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出自粛
- 自宅を含め、普段会わない人との会食、大人数(5人以上)、長時間(2時間以上)での会食を徹底回避
- 同一テーブルでの5人以上の会食を回避

2. 特措法上の措置等(まん延防止等重点措置区域の指定期間のみ)

- 飲食店等のPM8:00 までの営業時間短縮及び酒類提供の停止
※期間は、2月13日まで
- PM8:00 以降、飲食店にみだりに出入りしない

3. 濃厚接触者及びその他の接触者について

- (保健所により濃厚接触の指定を受けた方)
- 保健所の指示により行動してください。

(家族に濃厚接触指定を受けた方がみえる場合や自主的に自宅待機している方)

- 勤務先、学校や保育園などにおける行動制限をご確認ください。また、食料品や生活必需品の購入等に限定する(手指消毒、マスクは必ず着用)など不要不急の外出自粛にご協力をお願いいたします。

4. 新型コロナウイルスに関する人権への配慮について

- 私たちが戦っているのは人ではなく“ウイルス”であるということ
- 病气に対する恐怖心、誤解や偏見による排除や差別をしないこと
- 感染された方やその家族などに関する個人情報を含んだ様々な情報が、その真偽がはっきりしないまま、噂として広まることがないよう、今一度、人権に配慮した冷静な行動を心がけましょう。

事業者の皆さまへお願いしたいこと

業務(事業)が停止しない対策を

- オミクロン株の特性に合わせたBCP(事業継続計画)の策定・見直し
- 従業員等の体調管理
- 柔軟な勤務形態(在宅勤務、時差出勤など)を推奨
- 体調不良時や家族に感染の疑いがある場合など、休みやすい環境整備
- 職場での感染防止対策の徹底

自治協議会や自治会活動に関すること

これから年度末にかけて、総会や各種会合が多く開催される時期となりますが、できる限り**中止、延期、縮小、他方法での検討**などの対応をお願いいたします。

- この時期にどうしても開催しなければならない会議(活動)であるか
- 人を大勢集めて開催しなければいけない会議(活動)か
- 総会は、書面決議の方法でできないか などのご検討をお願いいたします。

行政が強化する対策について

1. ワクチン接種(詳しくは、白川町ホームページにて確認ください。)

- 早期に3回目接種ができるよう接種計画の見直し
※接種予定者には個別に通知します。

2. 学校や保育園における対応方針(詳しくは、白川町ホームページにて確認ください。)

体調に異変を感じたら、決して無理をせず学校や保育園を休ませてください。

本人はもちろん家族の誰かか体調不良の時も同じです。

- 学校や保育園における感染防止対策を強化
 - 学級で1人でも陽性が判明した場合、速やかに学級全体を閉鎖
 - 部員で1人でも陽性が判明した場合、速やかに該当する部活動を休止
 - 保育園で1人でも陽性が判明した場合、原則として保育園を閉鎖
- ※ただし、医療従事者やエッセンシャルワーカーの園児・児童への対応が必要
な方は、教育課までご連絡ください。

3. 町施設における対応方針(詳しくは、白川町ホームページにて確認ください。)

- 町有施設の使用は、PM7:45 までに終わり、PM8:00 までには退所すること
- 町施設を利用した団体が1人でも陽性が判明した場合、その団体の使用を停止
- カラオケや施設内の飲食は禁止する（その他これに類似する活動も禁止）

4. 役場業務の継続にむけて

- 町職員の60%が感染または濃厚接触者となり、出勤停止となった場合でも、通常どおり業務を継続し、町民の生活に支障が生じないよう体制を見直します。

5. 役場が主催する会議や行事

- 会議や行事については、どうしても必要な場合には感染症防止対策を徹底して開催しますが、できる限り延期や中止を検討することとします。

岐阜県 第6波非常事態宣言

岐阜県 まん延防止等重点措置区域の指定 (令和4年1月21日～2月13日)

新型コロナウイルス感染症「第6波」感染抑止 愛知・岐阜・三重3県知事共同メッセージ

年明け以降、家族や友人との会食等を発端に、また、若い方々を中心にこれまでにないスピードで感染が急拡大しています。これは急速に置き換わりが進むオミクロン株の影響によるところが大きく、まさに東海3県へも感染拡大「第6波」が襲来しています。

オミクロン株の重症化リスクは低いといわれていますが、感染力の強さから爆発的な感染者増につながり、医療提供体制がひっ迫し、通常の医療にも大きな影響を与えかねない可能性があるのみならず、社会・経済活動の確保・維持が困難になることも懸念されます。

こうしたことから、感染拡大の波を小さく、そして早く抑え込むため、東海3県一体となって対策に取り組んでまいりますので、皆様一人ひとりのご協力をお願いいたします。

対策強化のポイント

【感染防止の徹底】

- > 感染拡大地域をはじめ、**不要不急の都道府県間の移動**は極力回避
- > 混雑した場所や感染リスクの高い場所への**外出自粛**
- > 自宅含め、**普段会わない人との会食**、大人数・長時間の会食を徹底回避（4人まで、2時間以内が目安）

【学校における対応方針】

- ・学級で一人でも陽性が判明した場合、**速やかに学級全体を閉鎖**
- ・学年閉鎖が複数発生した場合は、**臨時休校**
- ・部員で一人でも陽性が判明した場合、**速やかに部活動を休止**
(土日は、2週間以内に次につながる大会がある場合のみいずれか1日、3時間以内活動可)

【感染防止対策の徹底】

基本の感染防止対策を継続

- ・マスクの着用（不織布マスクで隙間なくフィット）
- ・手指衛生（頻繁な手洗い、消毒）
- ・密回避（密閉・密集・密接のどれか一つでも回避）
- ・こまめに換気（1時間に2回以上の換気）
- ・体調管理（体調不良時には出勤・通学などすべての行動をストップ）

東白川村の対応

【普段の生活で心がけていただきたいこと】

- ・基本の感染対策を徹底すること
- ・家族に濃厚接触者や感染が疑われる方が出来た場合で、隔離を必要とされる場合は役場へご連絡ください。(宿泊施設を開放いたします)
- ・毎日検温（異常がある場合は、直ちに診療所へご連絡ください）
- ・家族以外の会食を極力回避してください

1) 公共施設の閉鎖

次の公共施設を閉鎖します。
はなのき会館、同別館、体育館、サロン、防災センター、保健センター
(閉鎖しない施設/公園、図書室、BBQ施設)

2) 会議や教室の通常開催

村主催の住民生活に影響の高い協議を行う会議は、最大限の注意を払い開催しますが、その他の会議・教室は開催を取りやめます。

3) 各団体等に対する会議等の自粛要請

自粛要請は行いません。(中止できない会議、行事にあっては、感染対策に十分配慮して必要最小限の人数での開催をお願いします。)

4) 県をまたぐ移動

不要不急の県をまたぐ移動を極力自粛してください。

5) 岐阜県からの飲食店に対する時短要請

村内の飲食店等の20時までの営業時間の短縮及び酒類提供の停止

村民の皆様へ

寒い毎日、そしてコロナ感染も広がり、大変辛い日々をお過ごしのことと思います。

岐阜県は、まん延防止等重点措置区域の指定を受け、非常事態宣言を発出して対策を実施します。

村民の皆様には、これから約1ヶ月にわたり、左記に掲げました基本の感染対策や村の対処方針にご理解いただきたくお願いいたします。

また、村内でも複数名の感染が確認されていますが、誰にも起こりうる状況と言えます。感染者に対する差別や誹謗中傷など決してあってはならないと考えております。

是非、温かい心でこの苦難を皆様と共に乗り越えてまいりたいと思っています。ご協力をお願いいたします。

東白川村長 今井俊郎

保健福祉課からお知らせ

・第3回目のワクチン接種について

- 1月19日 80歳以上の高齢者 366名接種済
 - 2月9日 65歳以上の方、教職員、保育士等 511人接種予定
- 以降の接種は、前倒して接種日程を組み、決まり次第ご案内いたします。

東白川村民コロナ関連相談窓口

総合相談窓口 090-2681-1881
コロナワクチンコールセンター 090-1611-9005

- ・村の経済対策、運転資金、雇用問題、農業や林業などに関すること
 - ・納税、使用料納付、買い物や交通手段、人付き合い、心配ごとに関すること
- ※漠然としたお悩みでも結構です。とにかくご相談ください。

新型コロナウイルス感染症対策について

～ 御嵩町「第6波」緊急事態宣言 ～

全国でオミクロン株による感染が拡大し、現在「第6波」の渦中にあります。御嵩町においても年明け以降、継続して新規感染が発生しており、オミクロン株による感染も確認されています。

このまま感染が拡大すると、医療体制が逼迫し、社会・経済活動そのものが機能停止に陥ることが強く危惧されます。

町民の皆様におかれましても、ご自身や大切な人の命を守るため、一人ひとりがこれまで以上に強い自覚を持ち、今一度感染防止対策を徹底してください。

1. 町民の皆様へ

- ・ 基本的な感染防止対策の徹底
マスク着用、3密の回避、手指消毒の徹底
- ・ 感染リスクが高い場面の回避
マスクなしの会話を回避、大人数や長時間の飲食を回避、普段会わない人との会食を回避
- ・ 不要不急の外出自粛
やむを得ず移動する場合は、極力日帰りとし、出発前及び帰宅時の検査受検を推奨

2. 事業所の皆様へ

- ・ 業種別ガイドライン等に基づく、業種に応じた感染防止対策の徹底
- ・ 在宅勤務やオンライン会議、時差出勤等による、人との接触を避ける取り組みの推進
- ・ 発熱等の症状が見られる従業員の方々が休みやすい環境の整備

3. 御嵩町の対策について

【各種媒体を利用した注意喚起の徹底】

- ・ 防災行政無線、町HP、SNS、登録制メール等を活用した注意喚起を適宜実施
- ・ 外国人町民及び外国人雇用企業に対する注意喚起の実施

【業務継続計画：BCP】

- ・ 職員が感染者となった場合でも、必要な行政サービスが提供できる体制づくり

【フックアップ接種】

- ・ 早期に3回目接種ができるよう、接種計画の見直し

【公共施設の利用制限等による人流抑制】

- ・ 公共施設について午後8時までの時短運営
- ・ 町主催行事の原則中止

【飲食店等に対する営業時間の短縮要請】

- ・ 午後8時までの営業時間短縮及び酒類提供の停止を要請
- ・ 飲食店の見回り強化

【学校・保育園等における感染防止対策の徹底】

- ・ 学級で1人でも陽性が判明した場合、速やかに学級全体を閉鎖
- ・ 部員で1人でも陽性が判明した場合、速やかに部活動を休止
- ・ 保育園等においても同様の対応
- ・ 状況に応じ、閉校・閉園

新型コロナウイルス感染症 東濃5市「非常事態」宣言

東濃地域において新型コロナウイルス感染症の新規感染者が急増しています。感染力の強いオミクロン株の感染拡大が続いており、医療体制がひっ迫し始めています。エッセンシャルワーカーの感染が拡大すれば、社会機能が低下するおそれがあります。

ここで、東濃5市は新型コロナウイルス感染拡大の「非常事態」であることを宣言します。一定の社会活動を維持しつつ、感染拡大を防ぐため、基本的な感染防止対策を東濃5市一丸となって徹底しましょう。

1. 基本的な感染防止対策の徹底

マスク着用や手指衛生、密回避の徹底

2. 慎重な外出や移動

不要不急の都道府県間の移動は極力回避、感染リスクが高い場所への外出自粛

3. 飲食時等の感染リスクの徹底回避

普段会わない人との会食、大人数・長時間での会食を徹底回避

宣言の期間は、1月20日（木曜日）から2月13日（日曜日）までとします。

令和4年1月20日

多治見市長 古川雅典

中津川市長 青山節児

瑞浪市長 水野光二

恵那市長 小坂喬峰

土岐市長 加藤淳司

(市制順)

新型コロナウイルス感染症「第6波」中津川市非常事態宣言

令和4年1月20日
中津川市新型コロナウイルス感染症対策本部
実施期間 令和4年1月21日から2月13日まで

現在、オミクロン株による新規感染が爆発的に増加しており、県内各地で児童生徒を含む若い世代の感染が多く確認され、家庭内や学校で多くのクラスターが発生しています。市内の10万人あたりの新規陽性者数（7日間移動合計）は、1月中旬以降瞬く間にレベル4相当の水準に達しました。

これ以上の感染拡大を防止するため、市独自の「非常事態宣言」を發出し、岐阜県での「まん延防止等重点措置」の実施期間である1月21日から2月13日までの間、県と連携して以下の対策を実施します。

市非常事態宣言による強化対策

1 市民の危機意識の醸成と社会全体での対策徹底

- ・市民への警戒呼びかけ
- ・基本的な感染防止対策の徹底をメール、市ホームページなどで呼びかけ
- ・感染拡大地域をはじめ、不要不急の都道府県間の移動は極力回避
- ・自宅含め、普段会わない人との会食、大人数・長時間の飲食を回避
- ・特に、ワクチン接種後も引き続き感染防止対策を徹底するよう、呼びかけ
- ・事業所への働きかけ
- ・事業所内での基本的な感染防止対策の徹底
- ・特に、体調が悪いときに休みやすい環境づくり
- ・飲食店等の時短営業
- ・あらゆる事業所においてBCP（事業継続計画）を再確認（未策定の場合は、早急に策定）

2 接触機会を減らし感染リスクを低減

- ・市主催・共催のイベント、講座等の原則中止または延期
民間団体等が主催するイベント等については可能な限り中止または延期を要請（開催する場合はオンライン開催、規模縮小、人数制限、感染防止対策の徹底）
- ・学校での感染リスクの高い活動の回避
学校の部活動の休止。学校外のクラブ活動の自粛を要請
- ・学校開放施設（各小中学校の体育館、グラウンドなど）の利用停止
- ・市有施設の利用制限
- ・入浴施設等の利用停止
（付咲峯温泉おんぼいの湯は利用時間の短縮）
- ・文化会館、公民館などの貸会議室・ホール、スポーツ施設などの利用時間を20時まで短縮
（期間中の新規予約は市民に限定）
- ・飲食店等の時短営業の見回り現地調査



▶対象施設などは市ホームページをご覧ください。

3 ワクチン追加（3回目）接種の推進

- ・一般高齢者（65歳以上）の接種を1月24日から開始し、早めの接種を呼びかけ

高山市非常事態宣言について

現在、全国的に新型コロナウイルス感染症は感染力の非常に強いオミクロン株により、感染がこれまでにないスピードで急拡大しています。

高山市においても、1月に入り感染者数が激増し、特に小中学生を含め若い世代に感染が広がっております。いのちの危険にさらされる市民が増え、つらい思い、悲しい思いをされる方が増えています。

このまま感染が拡大し続けると、療養施設の満床や医療体制の崩壊も危惧され、療養施設に入れない、あるいは通常受けられる医療も受けられなくなる事態も想定されます。

また、感染者及び濃厚接触者の増加に伴って、療養や自宅待機などで出勤が制限される方が増え、社会経済の機能不全が起こる恐れがあります。このため、本日24日に高山市独自の非常事態宣言を発令しました。

皆さまにお願ひすることはこれまでも同様、マスクの着用や、手指の消毒、密の回避などの基本的な感染防止対策となります。

また、新たに各事業所においては、組織内感染やクラスター発生等により大幅に事業活動が低下することを想定した事業継続計画（BCP）の策定または再確認の徹底をお願いするものです。

非常事態宣言の期間は、本日24日から2月13日までとしておりますが、感染拡大の状況により、短縮又は延長することもあります。

オミクロン株は非常に感染力が強いと言われています。誰もが感染する可能性があると危機感を持って、感染防止対策の更なる徹底をお願いいたします。

なお、3回目ワクチン接種については、個別、集団共に該当される方には順次接種券を送付しております。案内文書をご覧になり、接種を希望される方は所定の申し込みをしていただくようお願いいたします。

皆さん 一丸となって第6波の抑え込みをしていきましょう。

令和4年1月24日

高山市長 國島 芳明

高山市「第6波」感染防止対策

期間:1月21日(金)から2月13日(日)まで

緊急告知

感染拡大にブレーキをかけるために



皆さまへお願い

岐阜県では、1月17日に「第6波」非常事態宣言を決定し、感染力の強いオミクロン株に対する感染防止の強化に取り組んでいます。

このたび「まん延防止等重点措置区域」に指定されたことを踏まえ、県の対策と足並みを揃え、飛騨地域の近隣自治体との連携を図りながら、感染の拡大を防ぎ、社会や経済活動が継続できるように本市における必要な対策を講じてまいります。

感染力が強いオミクロン株においても、これまでどおり基本的な感染防止対策が重要です。

市民、事業者の皆さまには、度重なる事態に大変なご不便をおかけしますが、一丸となって乗り越えていけるよう、下記の対策にご理解、ご協力をお願いいたします。

対策① 感染防止対策の徹底

● 市民の皆さまへ

● 基本的な感染防止対策の徹底

- ▶ マスク着用 (不織布マスクで隙間なくフィット)
- ▶ 手指消毒 (頻繁な手洗い、消毒)
- ▶ 密閉 (密閉・密接のどれか一つでも回避)
- ▶ こまめな換気 (換気扇の常時稼働や窓・扉の開放による1時間に2回以上の換気)
- ▶ 体調管理 (体調不良時には出勤・通学・出張・旅行を含む全ての行動をストップ)

● 感染リスクが高まる「5つの場面」の回避

- ▶ 飲酒を伴う懇親会等 (注意力が低下する、大声になりやすい)
- ▶ 大人数や長時間に及ぶ飲食 (2次会、3次会、深夜のほしご酒等)
- ▶ マスクなしでの会話 (車やバスでの移動の際も要注意)
- ▶ 狭い空間での共同生活 (トイレなどの共用部分は要注意)
- ▶ 居場所の切り替わり (休憩室、更衣室、喫煙室等)は要注意)

マスクをしよう 手を洗おう



手指の消毒



3密を避けよう



- 不要不急の都道府県間の移動は極力回避
- 感染防止対策が徹底されていない飲食店の利用は避けて、「新型コロナ対策実店舗ステッカー取得店舗 (第三者認証店)」を利用し、マスク会食 (食事中は静かに、会話はマスク着用) を徹底
- 自宅を含め、普段会わない人との会食を回避 (4人まで、2時間以内が目安)

● 飲食店では、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食の回避

ワフチン接種の有無に関わらず感染不安を感じる方は、無料で検査を受けられます (V・drug 高山中央薬局・高山南薬局、クスリのアオキ 上岡本薬局の他、市外の検査場所については県のホームページをご確認ください。)

※事前に電話等で混雑状況をご確認ください

※症状のある方や濃厚接触者は利用できません

● 事業者の皆さまへ

- 飲食店等における営業時間短縮等 (営業は認証店非認証店いずれも午後8時まで、酒類の提供は停止)
- 飲食店等においては、第三者認証取得
- 施設内での感染防止対策の徹底や利用者への働きかけ



● 観光事業関連の皆さまへ

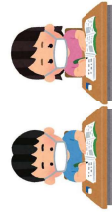
- 観光事業者における施設内での感染防止対策の徹底や利用者への働きかけ
- 観光客に対する感染防止対策の徹底周知

● 市有施設・イベントについて

- 市有施設については、屋内外問わず原則午後8時以降閉館
- 市、指定管理者主催のイベント・講座については、可能な限りオンライン又は中止・延期・無観客で開催

● 小中学校の対策について

- 感染症対策の徹底を図りつつ、可能な限り感染リスクを回避する対応を取りながら学校教育活動を継続
- 陽性者が判明した場合には、保健所等の調査・判断を待たずに速やかに学級閉鎖等を実施
 - 学級閉鎖 … 学級で1人でも陽性者が判明した場合
 - 学年閉鎖 … 同一学年で学級閉鎖が複数発生した場合
 - 臨時休校 … 学年閉鎖が複数発生した場合若しくはそのような状態に至ると判断した場合



- 学習について、感染リスクの高い活動を一時的に停止
- 部活動について、原則土日は活動なし（2週間以内に次に次につながる大会がある部のみ、土日いずれか1日、3時間以内）
部内で陽性者が判明した場合、直ちにその部活動を停止
- 学校行事等について、校外学習や学校外の団体との活動等は、原則中止または延期

対策② 事業継続計画（BCP）の徹底

- 病院、福祉施設、学校をはじめ、公共交通、電力等のインフラ関係を含むあらゆる事業所において、感染やクラスター発生等により事業活動が低下することを想定した事業継続計画の再確認（未策定の場合は、早急に策定）
- 60%を超える市職員が濃厚接触者または感染者となり、出勤停止となった場合を想定した事業継続計画の見直し
- 業種別ガイドラインの遵守
- 在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数を減らすとともに、時差出勤等により、人との接触機会を低減



対策③ ワクチン追加接種の実施

- 医療提供体制の継続の観点から、医療従事者への3回目接種を加速（1月末までに完了）
 - 高齢者施設の入所者および従事者の3回目接種（実施中）
 - 65歳以上の高齢者への3回目接種の前倒し
 - ▲ 接種券の送付 1月24日～2月初旬 約3万通
 - ▲ 個別接種 2月1日～順次開始
 - ▲ 集団接種 2月2日～開始
 - ▲ 高齢者等の集団接種会場までの移動を支援
 - ▲ 県に大規模接種の実施を要請
- ※ ワクチン追加接種（3回目）の詳細は、接種券に同封されるお知らせをご確認ください。



● 64歳以下の方への3回目接種の実施

- ▲ 国の方針を踏まえ、接種体制を整備

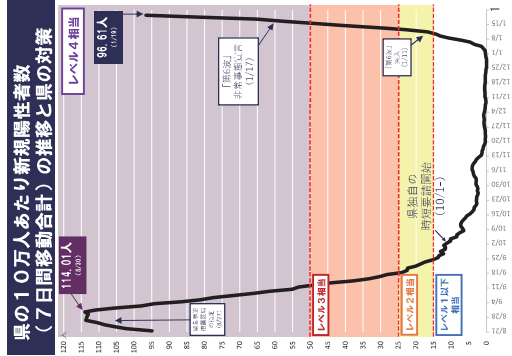
● 12歳になった方及び12歳以上の未接種の方の接種の推進

- ▲ 休日診療日を活用して昨年12月から実施中
- 5歳から11歳までの接種の検討
- ▲ 国の方針を踏まえ、接種体制を整備



■ 県内及び市内の感染状況

県内では若者を中心に、3連休、特に成人式に関連した会食等に端を発する感染が、これまでにないスピードで急拡大しており、これらはオミクロン株による感染が疑われております。現在、人口10万人あたり陽性者数（7日間移動合計）は96.61人、陽性率10.8%と、いずれも「レベル4相当」となり、連日上昇続きとなっております。（県発表資料）



市においては、昨年の11月14日以降、感染者ゼロが続いておりましたが、今年に入り42名の感染者の発生が確認され、累計で384人（1月20日現在）となっております。幸いにも、現在、重症者数0人でクラスターも発生していません。

■ オミクロン株の警戒すべき特徴

- 高い伝播性 … 感染力の強さがデルタ株の3倍程度
- 短い潜伏期間 … デルタ株では5日程度であった発病までの期間が、オミクロン株では3日程度
- プレークスルー感染の懸念 … オミクロン株感染確定者の大半がワクチン接種済

オミクロン株は重症化リスクが低いと言われていますが、感染力が強いため、感染するとご自身だけでなく、家族や周りの方にも感染が広がり、急拡大してまいります。一人ひとりが感染しないように気を付けることが最も大切です。

感染力が強いオミクロン株においても、**マスク着用、手指衛生、密の回避、こまめな換気、体調不良時は行動ストップ**といった基本的な感染防止対策が重要です。

決して油断することなく、基本的な感染防止対策の徹底をお願いします。

- 問合せ（相談）先 高山市 新型コロナウイルス総合窓口
Tel.(0577)36-0024(月～金 9:00～17:00)

飛騨市新型コロナウイルスまん延防止等重点対策

令和4年1月19日付けで岐阜県全域が「まん延防止等重点措置区域の指定」を受けたことに伴い、岐阜県において対応が発表されましたので、その内容及び市の対策について市民及び事業者の皆さまにお知らせいたします。

対応期間 1月21日(金)～2月13日(日)

1. 市民の皆様へのお願い

- (1) 基本的な感染防止対策の徹底継続（ワクチンを接種された方も）
 - オミクロン株に対しても基本的な感染対策（マスク着用、手指衛生、密回避、こまめに換気）の徹底を継続してお願いします。
 - 職場や学校、家族内で発熱等体調不良時は全ての行動をストップし、周りの方の健康状態の確認をお願いします。
 - マスクは、効果の高い不織布などのマスク着用をお願いします。
 - 不安を感じる方は、「まちなか簡易検査センター」や「市内医療機関での迅速PCR検査」、「市内薬局での検査キット購入」などで、積極的に検査を受けてください。
- (2) 移動について
 - まん延防止等重点措置区域など感染拡大地域をはじめ、不要不急の都道府県間の移動は極力回避してください。
 - やむなく移動される場合は、極力日帰りとし、移動の前後に飛騨市まちなか簡易検査センターなどで積極的に検査を受けてください。

(3) 飲食について

- 自宅を含め、普段会わない人との会食を回避し、原則4人まで、2時間以内を目安としてください。
- 感染防止対策が徹底されていない飲食店の利用は避けてください。

2. 事業者・団体の皆さまへのお願い

- (1) 飲食店・施設への制限
 - 対象店舗 飲食店及び遊興施設等
 - 営業時間 20時までに短縮
 - 酒類の提供 終日停止
 - 期間 1月21日(金)～2月13日(日)
 - 業種別ガイドラインの遵守（特に従業員等のマスク着用、換気の徹底）と感染防止対策の徹底をお願いします。
- (2) その他の店舗等への要請
 - 業種別ガイドラインを遵守し、基本的な感染対策の徹底をお願いします。
- (3) 催し物・イベントの開催制限
 - 感染防止対策を徹底し、以下を遵守して開催してください。
 - 安全計画を策定し、岐阜県の確認を受けた場合、人数上限20,000人かつ収容率上限を100%とする。
 - 上記以外の場合、上限人数5,000人かつ収容率の上限を50%（大声あり）又は100%（大声なし）とする。
- (4) 職場における感染対策の徹底
 - 感染予防策の全従業員への教育と現場点検を徹底してください。
 - 軽度な症状であっても従業員が気軽に休めるような配慮をお願いします。
 - 自社で感染者・濃厚接触者が多く発生した場合、自社の事業をどう継続するのか等の再点検を実施してください。

3. 市の対策・対応

(1) 飛騨市独自検査体制の強化

飛騨市がこれまで独自に強化してきた無料の検査体制を総動員し、市民の皆様のご不安を取り除きます。

※各検査の詳細については市ホームページをご覧ください。

- ① **飛騨市まちなか簡易検査センター**
飛騨市民病院の巡回診療体制による抗原定性検査キットを活用した迅速検査（約15分）
古川会場 開設日：毎日
神岡会場 開設日：月水金
- ② **市内医療機関での迅速PCR検査等**
迅速PCR検査等機器を活用した迅速検査（約15分～1時間）
対象医療機関：古川病院、河合医院、河合診療所、宮川診療所、大高医院、本町クリニック、飛騨市民病院
- ③ **市備置の抗原定性検査キットを活用した事業所等の一斉スクリーニング**
医療機関との治験契約により備置している抗原定性検査キットを活用し、市内事業所等における感染者発生時等における濃厚接触者以外の一斉スクリーニングの実施
- ④ **市内薬局での検査**
市内薬局におけるPCR検査・抗原定性検査の実施
実施店舗：V-drug 神岡薬局（2月末まで無料）
- ⑤ **市内薬局での検査キット購入**
自宅等で自由な時間に検査ができるよう、市からの配備支援により各薬局において抗原定性検査キット（国承認）を販売
販売店舗：橋本薬局、さくら薬局、ひだ薬局上気多店、ひだ薬局若宮店、貴船薬局、重山薬局、V-drug 神岡薬局、なごみ薬局、日本調剤神岡薬局（価格等は各店舗にお問い合わせください）
- ⑥ **【新規】飛騨市まちなか簡易検査センターサテライト（河合・宮川）の開設**
河合・宮川の両振興事務所において、医療機関との治験契約による抗原定性検査キットを活用した検査体制を新たに整備
➢ 対象者 体調が気になる方や自身の健康状態を確認したい方

※ 発熱や風邪の症状がある方は、医療機関（診療所）でPCR検査を受けてください。

※ 保健所から濃厚接触者に指定された方は対象外です。保健所の指示に従ってください。

- 実施日 振興事務所の平日開庁日のみ（1月24日～）
- 時間 9：00～12：00 河合振興事務所（65-2221）
13：00～16：00 宮川振興事務所（63-2311）
- 料金 無料
- 申込方法 電話による事前予約制
- 持ち物 本人確認ができるもの（運転免許証・健康保険証）
- 検査方法 抗原定性検査（鼻腔ぬぐい方式）
説明を聞いていただき自ら検体を採取。その場で結果をお待ちいただきます。（約15分）

● 上記のほか、市内事業所等が自前で抗原定性検査キット（国承認）を購入される際の支援策を現在検討中です。とままり次第発表いたします。

(2) 市有施設の閉館等

- スポーツ施設、文化施設、温浴施設、公民館等の貸館施設は、県有施設と同様に**営業時間を2時まで**とする時間短縮を実施します。（別紙一覧のあり）
- 市内の温浴施設に付随する飲食施設の提供も、2時まで（終日酒類提供の停止）とする時間短縮を実施します。

(3) 小中学校・スポーツ少年団

【小中学校】

- 授業・活動については、これまでの感染防止対策を継続し通常どおり行います。
- スキー教室等の校外行事は、延期・中止します。
- 中学校部活動は、平日3日、2時間以内で実施します。
（土日は次につながる大会等が2週間以内にある部活のみ、いずれか1日、3時間以内で実施）
- 学級で1人でも陽性が判明した場合は、速やかに学級閉鎖とし、同じ学年に学級閉鎖が複数発生した場合は学年閉鎖、学年閉鎖が複数発生した場合は臨時休校とします。

【スポーツ少年団】

- 活動：単位団のみ
- 活動日数：土日を含め週3日間
- 活動時間：1日あたり、平日2時間以内、休日3時間以内
- 試合：公式試合以外の参加は控える（基本日帰り）
公式試合出場により宿泊が必要な場合は感染防止対策を徹底し、最小限の人数での参加とする。

(4) 保育園・放課後児童クラブ・子育て支援センター・放課後等デイサービス等

- これまでの感染防止対策を継続し、通常どおり運営します。

(5) 医療機関、社会福祉施設・老人福祉施設等

- これまでの感染防止対策を継続し、通常どおり運営します。

(6) 市等主催のイベント・スポーツ大会等

- 市及び指定管理者が主催のイベント等は原則延期・中止とし、止むを得ず開催するものは感染対策を徹底した上で開催します。（別紙一覧のとおり）

(7) 観光キャンペーン等

- 「飛騨市まるごと食べ歩き」は1月21日（金）で終了します。
- 「飛騨市 GO TO スキー」はスキー場のシーズン終了まで実施します。

(8) 市独自の市民への呼び掛け

- 1週間の感染者数の実数により、6人以上で警報、12人以上で特別警報を発令し、市民に感染対策の更なる徹底を呼びかけます。

4. ワクチン接種

(1) 高齢者のワクチン追加接種（3回目接種）の前倒し

- 令和3年8月末までに2回目を接種された18歳以上の市民全員に接種券を発送しました。1月25日までに順次配達されます。

- 接種を希望された**65歳以上高齢者のワクチン接種は2月8日頃から開始し、3月初旬には完了する見込み**です。

- 接種日を指定した案内ハガキは1月25日頃から順次発送いたします。

飛騨市新型コロナウイルス対策本部

下呂市 新型コロナウイルス感染症「第6波」阻止対策

一 「オール下呂」でオミクロン株に負けないまちに —

対策期間：1月21日（金）～2月13日（日）
下呂市長 山内 登

全国で新型コロナウイルス感染症のオミクロン株による感染が拡がり、本日21日から、岐阜県全域がまん延防止等重点措置の適用を受けています。年明け以降、県内全体で感染者が急増しており、一昨日の19日には、一日当たりの新規感染者数が過去最高を大幅に更新するなど、極めて深刻な状況にあります。下呂市も今年に入り、若年層から高齢者まで、幅広い世代の方々にかつてない数の感染が確認されています。

オミクロン株は重症化リスクが低い反面、非常に強い感染力が特徴で、発症までの期間も短く、油断をすればあっという間に爆発的に感染拡大していきます。そうなれば医療提供体制のひっ迫を招いて一般診療に影響が出るだけでなく、福祉施設、企業、学校など社会・経済の基盤となる様々な領域で機能停止が起こり得ます。

こうした実情を踏まえ、市も飛騨地域の近隣自治体と連携を図りながら感染の拡大阻止に全力をあげます。市民の皆様におかれても、一人ひとりが自身や大切な人の命を守り、地域社会・経済を維持するため、これまで以上に強い自覚をもって、今一度、感染防止対策を徹底するようお願いいたします。

オミクロン株に負けないまちにすするため、「オール下呂」で頑張りますよう。

○基本的な感染防止対策の徹底
感染力の強いオミクロン株も、基本的な対策を徹底すれば、感染防止は十分可能であるとの専門家の助言があります。まずは油断なく身の回りの対策の徹底をお願いします。

- ・マスク着用（不織布のマスクで隙間なく）
- ・丁寧かつこまめな手洗い・手指消毒
- ・3密の回避
- ・こまめな換気（換気扇の常時稼働、1時間に2回以上の換気）
- ・体調不良のときは出勤、通学、出張、旅行など全ての行動をストップ

○移動

全国的に感染が拡大しています。日常の移動は細心の注意をお願いします。

- ・まん延防止等重点措置区域などの感染拡大地域をはじめ、不要不急の都道府県間の移動を極力回避、やむなく移動する場合は極力日帰り
- ・混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出は自粛

○飲食

大人数や長時間の飲食、懇親会や接待をともなう飲食、深夜のはしご酒等は、短時間の食事に比べて感染リスクが高まります。特に注意してください。

- ・「新型コロナ対策実施店舗向けステッカー取得店舗」を利用し、マスク会食を徹底
- ・大人数・長時間を避ける（4人まで、2時間以内が目安）
- ・飲食店等では同一グループの同日テーブルでの5人以上の会食を回避
- ・自宅を含め、普段会わない人との会食を回避
- ・20時以降、飲食店にみだりに出入りしない

○営業時間短縮、酒類提供の停止（※事業者の皆様へ）
まん延防止等重点措置の適用により、飲食店等に対して営業時間の短縮、酒類提供の停止が要請されています。ご協力をお願いします。

- ・対象業種：◎飲食店（居酒屋含む）、喫茶店等 ※宅配、テイクアウトサービスは除く
- ◎遊興施設等（バー等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗）
- ・対象期間：1月21日（金）～2月13日（日）（24日間）
- ・要請内容：◎5時～20時までの営業時間短縮
- ◎終日、酒類の提供を行わないこと（利用者の持ち込みを含む）
- ◎同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を避けること
- ・協力金：全期間要請に応じた場合のみ協力金を支給
ただし22日（土）及び23日（日）からの開始についても認める
その場合、協力金は23日間分ないしは22日間分とする

○BCRP（事業継続計画）の再確認・徹底（※事業者の皆様へ）
病院、福祉施設、学校をはじめ、公共交通等のインフラ関係を含む市内事業所様は、組織内感染やクラスター発生等により大幅に事業活動が低下することを想定し、BCPの再確認をお願いします。

- ・感染拡大を想定したBCPの再確認、必要に応じた見直し、運用の徹底
- ・在宅勤務や休暇取得の促進、時差出勤による人との接触機会の低減

○イベント等

イベントの際には、主催者・参加者ともに以下の対策の徹底をお願いします。

- ・参加者のマスク着用、手指衛生の徹底
- ・人と人との距離（できるだけ2m、最低1m）を確保、収容定員の半分程度に制限
- ・会場内をこまめに換気、開催時間は可能な限り短縮
- ・会場内で大声を出さないよう徹底
- ・各自治会の所有・管理する集会施設等の原則利用自粛・利用延期
- ・各市主催のイベント、講座については可能な限りオンライン開催又は中止、延期
- ※市有施設については、屋内外問わず原則20時以降閉鎖

○小中学校における対策

感染防止対策の徹底を図り、可能な限り感染リスクを回避しながら学校教育活動を継続していきます。

- ・感染リスクの高い活動は一時的に停止
- ・陽性者が判明した場合は、速やかに学級閉鎖、当該部活動の停止等を実施
- ・部活動は平日は2時間まで。2週間以内に次につながる大会を控えている場合を除き、原則土日の活動はなし

○ワクチン3回目接種の前倒し

現在、市としてもできる限り早期に3回目のワクチン接種を受けていただけるよう、計画を前倒して進めています。

- ・すでに医療従事者への先行接種が7割終了
- ・重症化リスクの高い高齢者、エッセンシャルワーカーへも2月から順次開始予定
- ・予約用コールセンターの人員を倍増

○無症状の方に対する無料の抗原定性検査

ご自身が感染していないか不安を持たれる方のために、無症状の方を対象に、無料の抗原定性検査を実施します（1月21日現在 準備中）。

- ・実施場所：休日診療所（下呂市民会館）
- ・実施曜日：毎週火曜・木曜・日曜 ※開始時期等の詳細は、市ホームページに掲載します